

「荒川将来像計画 全体構想書 2010（案）」に対するご意見の募集結果について

「荒川将来像計画 全体構想書 2010（案）」へのご意見募集を下記のとおり行いました。

荒川下流部の沿川2市7区と、国土交通省荒川下流河川事務所は、「荒川の将来を考える協議会」として、荒川の将来像について検討・とりまとめを行い、「荒川将来像計画全体構想書」を平成8年4月に策定しました。この計画をふまえ、自然と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間となるよう整備が進められてきました。

しかしながら、策定より10年余りの年月が経過し、河川敷の自然への要望の増加や、不法投棄、漂着によるゴミの増加、河川敷における迷惑行為の増加等が課題となっているなど、社会情勢が変化してきています。

「荒川将来像計画 2010」は、これまでに得た知見をもとに諸課題を整理し、より魅力的な川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するために取り組みをまとめるものです。本計画を策定するに際しては、荒川の望ましい姿の実現のため、下記のとおり意見を募集します。

- ご意見募集対象：荒川将来像計画 全体構想書 2010（案）
- ご意見募集期間：平成22年4月19日（月）～平成22年5月17日（月）必着
- ご意見提出方法：意見提出期限までに次のいずれかの方法にて、ご提出願います。
ご意見の提出にあたっては、ご意見のほかに住所、氏名、年齢、性別を記載してください。
○ホームページの場合→ホームページ上への入力フォームから
○郵送の場合
〒115-0042 東京都北区志茂5-41-1
荒川の将来を考える協議会事務局 国土交通省 荒川下流河川事務所 調査課あて
○FAXの場合
03-3902-2346
荒川の将来を考える協議会事務局 国土交通省 荒川下流河川事務所 調査課あて
- 留意事項：頂いたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。
また、電話によるご意見はご遠慮くださいますようお願いいたします。

この結果、下記のとおり、ご意見をいただきました。回答案を次ページ以降に示します。

意見の区分	件数	意見数
団体	2	74
個人	12	59
合計	15	133

主なご意見の内容・分類

- 荒川将来像計画 2010 の位置づけについて
- 荒川下流部の自然について
- 荒川下流における利用について
- ゾーニング計画について
- 地区別計画について
- その他（仮置き土砂、歴史等について）

「荒川将来像計画全体構想書2010（案）」に関する意見の分類

No.	名前	意見原文	分類1	分類2	意見の趣旨
1	A氏1	第1章 はじめに 1996年版は、目標年次が「現在考え得る将来の望ましい姿」（地区計画が「概ね10年後を目途とした実施計画」とされていたが、2010年版の目標年次は「概ね10年後の望ましい姿」（地区計画は「各市区が目指す姿」？）とされており、1996年版に比べ全体的に現状追認型の内容となっている。目標年次は1996年版と同様「現在考え得る将来の望ましい姿」とし、理想的な姿を描いた上で、そこに少しでも近づくための計画を立案する、というスタイルとすべきである。	1) 2010版の位置づけ	2010版の位置づけ	・1996年版と比べ現状追認型の内容となっている。1996年版同様、理想的な姿を描いた上で、そこに近づくための計画を立案すべき。
2	A氏2	第2章 荒川下流の川づくりを振り返って ・荒川市民会議委員アンケートは全体構想を対象としたものではなく、地区計画の点検を目的としたものであった。そのため、抽出された「7つの課題」も地区計画の共通課題（地先の課題）であり、荒川流域全体に係わるものが抜けている。全体市民会議で討議された「水質」と、荒下事務所で力を入れている「治水・防災」「舟運・水面利用」などは7つの課題とは別に施策が追加されているが、「堤防の活用」や「放水路の歴史」などの重要な課題が抜けている。 ①堤防や河川敷道路、特に防災ステーションのような施設は、災害時に限らず、自然地の保全活動、サイクリング・マラソンなどのスポーツレクリエーション活動のサービス拠点として有益であり、整備の充実化と平常時活用の促進が必要である。	3) 利用	アメニティ	①堤防や河川敷道路、防災ステーションなどの施設は、サービス拠点として整備の充実と平常時活用の促進が必要。
3	A氏3	②「放水路から川らしい水辺へ」の前提として、放水路沿川における過去の水害や放水路建設の歴史を大切に、次世代に継承していくことが必要であり、その象徴として旧岩淵水門を位置づけ顕彰していくことが必要である（2010年版では旧岩淵水門は景観づくりのランドマークとして取り上げられているのみである）。	5) その他	歴史	②旧岩淵水門を歴史の象徴として位置づけ顕彰することが必要である。
4	A氏4	・抽出された課題についても、以下のように内容の整理に誤りがあるものや、必要な施策に結びついていないものがある。 ①自然地の整備に関する課題：維持管理が十分行き届いていないのは、維持管理に必要な財源が確保されていないことや、財源を確保するにしても、自治体が「自然地」として占用することが前提となっており、仕組みの整備が不十分であることが課題ではないか。	2) 自然地	7つの課題	①自然地の整備に関する課題：管理の仕組みの整備が不十分であることが課題なのではないか。
5	A氏5	②水際ラインの整備：水際は生物の生息・移動空間として、河川区域の中で最も重要な場所である。「整備が難しい」「現状を改変できない」箇所を明確化することは課題ではなく、そのような場所でも水際線の連続した自然地を確保するか、こそが課題である。	2) 自然地	水際	②水際ラインの整備：いかに水際線に連続した自然地を確保するかが課題。
6	A氏6	③河川敷のゾーニング計画について：「活用目的が変わった場合のゾーニングの変更決定プロセス」とは、占用のあり方そのものの課題ではないか。例示されている「都民ゴルフ場跡地」のように、占用目的を失った場合の占用変更・占用許可のプロセスを明確にすることが課題であり、施策を第3章で示す必要がある。	4) ゾーニング	占用	③河川敷のゾーニング計画：占用の目的が変わった場所の占用変更・許可のプロセスを明確にする必要がある。第3章で施策を示すべき。
7	A氏7	④仮置き土砂の取り扱い：「撤去して元の自然地に戻すことや撤去までのスケジュールの提示」が課題とされているのはよいが、それに対する施策が第3章で示されていない。	5) その他	仮置き土砂	④仮置き土砂の取り扱い：自然地に戻すことやスケジュールなどの施策が第3章で示されていない。
8	A氏8	第3章 荒川下流の川づくりの考え方 第2節 災害に強い安全・安心を守る川づくり ・スーパー堤防について、連続整備の目処が立たなくなり、超過洪水対策としての記述が消えたため、整備の目的が不明確になっている。水辺を活かしたまちづくりの側面も一応持ってはいるが、整備を継続するのであれば、目的を明記すべきではないか。	5) その他	スーパー堤防	・スーパー堤防については、整備の目的が不明確になっている。整備を継続するのであれば、目的を明記すべき。
9	A氏9	防災意識の向上（ハザードマップ、防災訓練、情報伝達）、災害発生時に備えた川づくり（情報ネットワークの整備）の部分が充実したのはよいが、まちづくりと連携した自助・共助・公助の体制構築や普及啓発などにもっと踏み込むべきである。防災の主役はあくまで沿川住民である。	5) その他	防災意識	・防災意識の向上について、まちづくりと連携した自助・共助・公助の体制構築や普及啓発に踏み込むべき。
10	A氏10	第3節 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり ・「自然保全地」「自然利用地」が定義されているが、この両者は本来、区分することはできない。「自然利用地」として北区・子どもの水辺が例示されているが、水辺にふさわしい生物多様性を育み、次世代に自然を残すべく、調査や保全活動をやっているのであり、「自然保全地」と基本的考え方は変わらない。また、自然を保全する体制（国、自治体、市民、企業の連携）ができて初めて、環境学習や自然観察等のサポーターもできることになるため、「利用」は「保全」が前提となる。 ・3-31ページに水辺の維持管理についての記述があるが、ここをよく読むと、「利用地・自然利用地」と「自然保全地」の維持管理の内容は同じで、「占用区域（占用者主体）」か「非占用区域（河川管理者主体）」かが異なるだけである。また、3-23ページには、「自然保全地」＝連携し、一体となって最低限の環境管理を行う 「自然利用地」＝連携を強化し、一体となって管理を行うとの記述がある。これらを合わせると、 「自然保全地」＝非占用区域、河川管理者主体、最低限の管理 「自然利用地」＝占用区域、占用者主体、通常の管理とも読みとれるが、維持管理手法は本来「占用」の都合で決めるものではない。	2) 自然地	自然地	・「自然保全地」「自然利用地」は本来区別できない。「利用」は「保全」が前提となる。
11	A氏11	めざすべき生態系や、目標とする生物相などにふさわしい維持管理手法を、調査・モニタリングを行いながら検討し実行していくことが、自然地の維持管理に必要な共通項といえる。	2) 自然地	維持管理	・めざすべき生態系や、目標とする生物相などにふさわしい維持管理手法を、調査・モニタリングを行いながら検討し実行していくことが、自然地の維持管理に必要な共通項といえる。
12	A氏12	自己責任を原則とした安全管理については、全体市民会議では大きな柱の1つとして提言したが、本案では記述がない。「行政と市民の立場や認識の違いが、自然地理の難しい課題となっています」「安全管理の目安については、今後、2市7区共通のルールを検討していきます」との記述があるので、沿川自治体の合意がとれていないと考えられるが、河川敷の自由使用と自己責任の原則は、自然地理の管理のみならず、自然・水辺整備の設計内容にも影響を及ぼし、自然の姿や生態系にも関わる根幹の課題である。	2) 自然地	安全管理	・自己責任を原則とした、自然地における安全管理の記述がない。
13	A氏13	荒川の自然地ネットワーク形成にとって、水際は生物の生息・移動空間として重要な場所であり、水際の自然地の保全・再生は河川の生態系にとって重要課題といえる。水際区域（水際線から数十メートルの範囲）における連続的な自然地の保全・再生は、荒川下流域共通の考え方として、全体構想書に位置づけるべきである。（1996年版には水際線の多自然化の方針が掲載されているため、2010年版でも踏襲を求めたい。）	2) 自然地	水際	・連続的な自然地の保全・再生は荒川下流域共通の考え方として、全体構想書に位置づけるべき。
14	A氏14	2010年版で提示された水際形状C・Dタイプは現状追認型であるが、自然再生を基本とするなら、本来あるべきA・Bタイプの断面形状を論じるべきである（堤防保全区域さえ確保すれば、なるべく掘り下げた方が治水上もよい）。	2) 自然地	水際	・水際形状C・Dタイプは、現状追認型であり、本来はA・Bタイプを推進すべき。
15	A氏15	第4節 適切な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり 駐車場については1996年版と比べ「必要最小限」のニュアンスがなくなった。堤内での交通施策と連携し、徒歩・自転車・公共交通でのアクセスや、相乗りの推進などを進め、高水敷への駐車場設置は荷物運搬や身障者用αの最低限にとどめるべきである。	3) 利用	駐車場	・駐車場については、「必要最小限」のニュアンスが無くなった。
16	A氏16	第5節 自らできる川づくり支援を推進する川づくり ・全体市民会議が位置づけられていない。また、代表者会議はまだ始まったばかりで機能するか不安があるが、機能させる必要はあると考える。	5) その他	全体市民会議	・全体市民会議が位置づけられていない。

No.	名前	意見原文	分類1	分類2	意見の趣旨
17	A氏17	占用許可や占用変更のあり方は、この節に位置づけてはどうか。占用が終了し国に返還するケース、新たに占用するケース、市民・利用者との協働を前提とした包括占用など、今後想定される占用許可をどうやっていくのか(占用者や許可条件など)は大きな課題である。	4)ゾーニング	占用	・ 占用許可や占用変更のあり方を、この節に位置づけてはどうか。
18	A氏18	第4章 新たなゾーニング計画 ・ 「自然地の増加」と「スポーツグラウンドの現状維持」の方針は賛成し、堅持を求めたい。それを前提とした上で、高水敷のゾーニング区分については、地区ごとの事情を勘案しながら、再調整が必要と考える。併せて、自然地(自然保全地・自然利用地)、利用地などの区分定義の再調整も併せて必要になると考えられる。	4)ゾーニング	再調整	・ ゾーニング区分は地区との事情を勘案しながら、再調整が必要。
19	A氏19	・ ゾーニングが1996年版と大きく変わる部分は、都民ゴルフ場跡地の鹿浜橋～江北橋間右岸となっている。 上流部・下流部足立区域：利用系ゾーン(多目的広場) 中流部・下流部北区域：自然系ゾーン(自然地)とされているが、この方針の実現に向けた調整は、今後も必要になると考えられる。	4)ゾーニング	個別箇所	・ 都民ゴルフ場跡地の鹿浜橋～江北橋間右岸は、1996年版とゾーニングが大きく変わっているが、実現に向けた調整が必要と考える。
20	B氏1	①水質の浄化について 旧中川の排水が木下川排水機場から行われているが、夏場など水質が悪い。本川に対して環境負荷が大きいのは。浚渫等の必要性がある。	5)その他	水質	①水質の浄化について ・ 旧中川からの環境負荷が大きいのでは。
21	B氏2	②水辺整備で湿地化タイプの普及について 京成押上線の両岸において、干満の水を引き入れる葦原が整備されている。水質浄化のためにもなお一層の普及を。	2)自然地	水際	②水辺整備での湿地化タイプの普及をより一層されたい。
22	B氏3	③広報案内板等の整備について 江戸川と比べると「特定区域」の通航標識やハープ橋等の広報板、及び土上の広報看板の不統一(国、都、区で設置)等、広報板の整備が必要かと。少し多すぎます。平井大橋と四ツ水橋の電光掲示板、効果が疑問である。撤去されては。広報板設置について一考を求めます。	3)利用	広報	③広報案内板が少し多すぎる。
23	C氏1	思ったより立派なものが出来たこと、びっくりしました。立派すぎる。厚すぎる。難しすぎるという感もします。そこをお願いします。この本の目的は出来るだけたくさんの方の市民、荒川のまわりだけでなく、東京いや全国の人々に読んでもらい、色々考えてもらい、自分たちの河や海への参考にしてもらいたいという事でしょう。この目的のために色々苦勞されたわけですが、もう少し延長して概要版を作って下さい。その中に何を入れるかは作った人々のご意見に任せますが、無料で配れるようにして下さい。そして私たちに配らせて下さい。東京→全国はお任せしますが。私はじっくり読み返します。	5)その他	概要版	・ 概要版をつくってほしい。
24	D氏1	年金受給者に意見書を出せというのはいかがと思う。封筒の中に切手が入っていない。浮間地区荒川防災ステーションについて、スーパー堤防の活用。防災ステーション建設前の打合せでは広場に緑石・緑台を3～4個設け、周囲に桜を植栽する約束が守られていない。	3)利用	アメニティ(個別箇所)	・ 浮間地区荒川防災ステーション建設前に、広場に緑石・緑台を設け、周囲に桜を植栽する約束だったが、守られていない。
25	D氏2	又21年6月4日に竣工以来、トイレ及びホールが開放されていない。	3)利用	アメニティ(個別箇所)	・ 浮間地区荒川防災ステーションの竣工以来、トイレ・ホールが開放されていない。
26	D氏3	スーパー堤防の空間を賑わいのある憩いの場として提供してほしい。	3)利用	アメニティ	・ スーパー堤防を賑わいのある憩いの場にしてほしい。
27	D氏4	自然管理について。①河川敷・水辺が安全に利用出来るための植物管理(草刈り・低木の剪定など)、②洪水に障害となりそうなる木の伐採、③冬場のヨシ刈りとヨシの有効活用、④堤防の草刈り。以上のごく安全管理とうたっているが、伐採・剪定・草刈りには資機材が必要になってくる。これらの器材を国・行政が率先して支援しなければならない。提供に当たり一度には支給できないので2～3年待って欲しいとの言い訳は理由にならないと思う。	2)自然地	維持管理	・ 自然管理は資機材が必要であるが、国・行政が支援すべき。
28	E氏1	質問その1 「討議事項」の「議題2」の「将来像計画の見直しの方向性について」の1で「地域住民に喜ばれない自然地や潜在的な荒川の自然環境とならないような自然地の整備は行わない。」とありますが、これはいかなる認識によるものなのでしょうか。 自然環境というものは科学的な存在であり、地域住民が喜ぶとか喜ばないとかといった嗜好的な要素に左右されるものではないでしょうか。 これは現実のいかなる自然環境においても明らかで、嗜好的な要素によって好きようにできるものではないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。 また、「潜在的な荒川の自然環境とならないような自然地」というのは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。	2)自然地	自然地	・ 「地域住民に喜ばれない自然地や潜在的な荒川の自然環境とならないような自然地の整備は行わない。」とあるが、自然環境は、地域住民が喜ぶとか喜ばないとかいった嗜好的な要素に左右されるものではないと思うが、自然地を嗜好的な要素によって整備しようとしているのか。 ・ 「潜在的な荒川の自然環境とならないような自然地」とは具体的に何かか。
29	E氏2	質問その2 「討議事項」の「議題2」の「将来像計画の見直しの方向性について」の2で「スポーツ系グラウンドのような施設系広場を現状のまま維持することを基本としたゾーニング計画を検討する。」との記述がありますが、その施設系広場の存在が自然地の環境を圧迫している現状をどのようにお考えなのでしょうか。 1996年(平成8年)に策定された荒川将来像計画でも、このことについての言及があり、問題の存在を認めています、それと矛盾する考えではないのでしょうか。	4)ゾーニング	自然地	・ 「スポーツ系グラウンドのような施設系広場を現状のまま維持することを基本としたゾーニング計画を検討する。」との記述があるが、施設系広場の存在が自然地の環境を圧迫している現状をどのように考えているのか。
30	E氏3	「荒川将来像計画 全体構想書2010(案)」を一読しましたが、特に、自然環境改善・保全の取り組みに大いに問題があると思います。その要点は下記のとおりです。 1. 自然地の定義の問題 計画案では、自然再生や環境保全に引き続き注力していくことが強調されておりますが、肝心の自然地の定義が不明確です。定義が定まっていない、つまりきちんと認識できていないものをどうやって再生したり保全できるのでしょうか。	2)自然地	自然地	・ 自然地の定義が定まっていない。
31	E氏4	2. 現実の自然地の問題 貴事務所が最近まで発行していた広報誌「ARA」の最終号に、荒川下流域の自然地として17ヶ所が紹介されています。本計画案でも、これらの場所は自然地と認識されていると思われます。しかし、その多くには、野鳥などの動物が継続的に生息しておらず、また食物連鎖の関係も構築されていないと思われます。こういう場所が、果たして自然地の名に値するのでしょうか。それとも、ヨシなどの植物が生えていれば、それだけで自然地になり得るのでしょうか。	2)自然地	自然地	・ 「ARA」最終号に17ヶ所の自然地が紹介されているが、食物連鎖や動物が継続的に生息しているかの観点からは、自然地とは言いがたい。

No.	名前	意見原文	分類1	分類2	意見の趣旨
32	E氏5	本計画案に対する私の疑問は、上記の2点に集約されますが、さらに突き詰めれば、自然再生にどこまで本気で取り組む意思があるのか、ということに根本的な疑義を抱かざるを得ないのです。 一例を挙げれば、拙宅の近くに「北区・子どもの水辺」がありますが、少なくとも10年ほど前から、この場所に多自然型の自然地をつくる動きがあり、貴事務所もかなり力を注いでいました。 しかし、その一方で、隣接する野球グラウンドで開催される、マラソン大会などの大規模イベントの開催を後押ししています。 これらの大規模イベントが、自然地に大きなストレスを与えていることについては、疑問の余地がないと考えますが、自然再生を目指す一方で、自然を損ねる動きをするというのはどういふことなのでしょう。本計画案でも、このことに対する十分な回答は示されていません。どういふ目的で利用するにせよ、全ては良好な自然環境を前提にしたものであり、その自然環境を悪化させる利用方法は、いかなる意味においても容認してはならないと考えますが、いかがなものでしょうか。その意味で、本計画案の自然環境に関する姿勢は、不十分なものと言わねばならないと考えます。	4)ゾーニング	自然地	・自然再生への取り組み姿勢が不十分と考える。 例えば「北区・子どもの水辺」では自然地を作りながら隣接の野球場で盛んにイベントを開催している。イベントが自然地に与えるストレスを考慮していない。自然環境を悪化させる利用方法は、いかなる意味においても容認してはならないと考える。
33	F氏1	四つ木橋あたり右岸ヒスマイトトンボ生息地。なんであんなところにブルーシートハウスがどんどん建てられるのを黙認しているのかと詰問しようとしたら、ヒスマイトトンボの悲しい現況を教えてもらった。でもちょっと待って欲しい。朱鷺だって日本国、地元一体となって繁殖に取り組んでいるヨ。荒川下流事務所も愛情を持って率先して維持、繁殖して取り組んでみてはどうだい。	2)自然地	自然地	①四つ木橋右岸はヒスマイトトンボの生息地がある。率先して維持、繁殖に取り組んでもらいたい。
34	G氏1	荒川下流河川事務所の管轄との関係で仕方の無いことかもしれませんが「荒川将来像計画全体構想書2010(案)」の記載内容は狭義の荒川のみを対象として、新河岸川や隅田川を初めとする他の接続河川との相互関係の中で成立している現実の荒川水系の姿を捉えていないように感じました。	5)その他	将来像計画の対象範囲	・将来像計画は、荒川下流本川のみを対象としており、新河岸川・隅田川との関係もとらえてほしい。
35	G氏2	私は以前からJR武蔵野線と荒川の交差する点に新たに作った駅から羽田空港までを、荒川中流域→新河岸川→隅田川→東雲運河と經由する航路で繋ぐ高速通勤船を就航させる構想を持っていました。誰でも考え付くことかもしれませんが、もしこれが実現すれば、JR埼京線・東武東上線の混雑が解消され、城北地域において不足している東西の連絡通路が確保され、西高島平が北の終点となってしまう都営三田線からの埼玉方面への連絡手段が確保できます。物流にも同航路を用いることでCO2削減にも貢献できるはず。縦割りの行政が、こうした誰も思いつづアイデアの実現を妨げているのではないのでしょうか。	5)その他	舟運	荒川中流域→新河岸川→隅田川→東雲運河と經由する航路で繋ぐ高速通勤船を就航がもし実現すれば、JR埼京線・東武東上線の混雑が解消され、城北地域において不足している東西の連絡通路が確保され、西高島平が北の終点となってしまう都営三田線からの埼玉方面への連絡手段が確保できる。物流にも同航路を用いることでCO2削減にも貢献できるはず。
36	G氏3	ヨシ原の保護も為すべきことだとは思いますが、私は自然保護はそれ自身が目的ではなく、あくまでも将来にまで到る人間にとっての良好な環境を確保するための手段だと捉えています。上記した航路は荒川下流河川事務所の管理範囲を通らないので、ここに記述しても意味は無いかもしれませんが、荒川下流河川事務所へ働きかけられては割り振られた所掌事務のみに囚われず、より広い視点で動いてくださることを期待しております。	2)自然地	自然地	・ヨシ原の保護もすべきだが、人間にとっての良好な環境を確保するための手段だととらえている。
37	H氏1	緑豊かな潤いのある自然資源である「荒川」の水辺は、多様な生物が生息・生育する空間であるとともに、流域住民の緑豊かな憩いの場として都会の喧騒から離れ、癒され、人間の五感を満足させられる掛け替えのない水辺空間です。河川を整備する事は、計画(治水・利水・環境)を進める過程で住み良い地域環境を造ると言う目的のもとに、自然の保全やその景観に最大限の配慮を行うことが重要と考えます。荒川に限らず河川敷の自然環境の保全と共生を図る上においては、自然保全と利用開発のバランスの調和が重要で、この部分は犠牲にしてこの部分は守ると言う、双方のバランスがとれてこそ持続可能な憩いの水辺空間となると考えます。 その観点から、今回の荒川将来像計画(2010)において、4章-2、全体構想書の新たなゾーニング計画の全体目標としての3項目は評価できるものです。特に自然地の全体面積の増加を図ることを基とした上で、これまでのスポーツ施設利用者の意向にも配慮された、「グラウンド面積の維持」と共にゴルフ場・グラウンド等(河川敷内の駐車場も含む)と理解しております)の自然豊か度(エコアップ)が、将来像計画(2010)に明記されたことは、今後の河川敷の自然豊か度向上(エコアップ)に繋がるものと大いに評価いたします。	4)ゾーニング	全体目標	・ゾーニング計画の全体目標としての3項目は評価できる。
38	H氏2	河川敷駐車場(足立区内)に関しましては、現況の利用は殆どがスポーツ施設利用者の特定車両に限定されていますが、将来像計画(2010)にも「一方、河川敷を散策利用している方等からスポーツ利用以外の人も利用できるようにしたいという要望があります(3-58 コラム12)」と記されており、公共物として一般の市民も利用できるべきと考えます。	3)利用	駐車場	・足立区内の河川敷駐車場は、スポーツ施設利用者により限定されているが、一般市民も利用できるべきである。
39	H氏3	しかし河川敷の駐車場は、単調な空間であり自然地の緑豊かな景観の連続性を阻害するものでもあり、将来的には河川敷の優良景観形成の観点や安全管理・効率的な運営面からも、スーパー堤防上や堤防外の隣接地に民間駐車場業者との提携(有料化)も視野に入れて移設される事を望みます。 グラウンド利用者(複数チームの監督者)への個人的なヒアリングでは、河川敷に駐車場があることに越したことは無いが、あえて河川敷内の駐車場に固執するものではなく、練習地付近に駐車場(有料でも可能)があれば支障はないとの回答が大半でした。	3)利用	駐車場	・駐車場については、自然地の緑豊かな景観の連続性を阻害するものであり、その利用も特定車両に限定されることから、現況の河川敷内の駐車場をスーパー堤防上や堤防外の隣接地に、有料化や民間駐車場業者との連携も視野に入れて移設することを望む。
40	I氏1	■期待について 荒川将来像計画1996年のゾーン区分と2010年があまり変わっていない。内容の量・質や構成比が変化しているのかも知れないが、生活者のニーズが10年前と比べて変化がないとは思えない。新しい試みを期待したい。	4)ゾーニング	再調整	・ゾーン区分があまり変わっていない。生活者のニーズを反映した新しい試みを期待したい。
41	I氏2	■荒川河川の利用におけるインフラ不足 委員になり、荒川を観察して自分なりの意見は、荒川をもっと市民が利用する際のインフラ不足を痛感する。 ごみ問題(非常にかくれごみが多い) トイレ問題(女性は使いづらいかも) 休憩場所(ベンチやあずまや不足、葛飾になくて、江戸川にある、行政間格差?) 飲食店(景色を見ながら、珈琲やビールの一杯も飲める場所もない)	3)利用	アメニティ	・河川敷のアメニティ施設の充実を望む(ごみ問題、トイレ、休憩場所、飲食店)
42	I氏3	■利用促進のために必要なこと 4つのインフラを支えるための管理者意識不足(行政、市民、国)、支えるための施設と仕組み不足(荒川パトロール隊と詰め所の設置) ※新しい利用促進のための組織体を葛飾で実験的に創設できたらと考えています。	3)利用	維持管理	・河川敷のアメニティ施設充実を支えるためには、管理の仕組みと体制が不足している。荒川パトロール隊とその詰め所の設置のような仕組みと整備が必要である。

No.	名前	意見原文	分類1	分類2	意見の趣旨
43	J氏1	<p>●「放水路から川らしい水辺へ」の市民協働施策に向けてのバランス良いガイドプランに首都圏の産業・経済や人口の集積地を抱える荒川下流域は、歴史的な治水との戦いの中で上・中流部の機能改善も進み、今後は「治水・利水」から「環境」へとその社会的要請も一段と高い政策課題を抱えています。すでにその課題を受けて緒をつけられてきた広域的な連携施策の中、「荒川将来像計画1996」に続く今回の「荒川将来像計画2010」が、「2市7区荒川市民会議」の具体活動を踏まえ着実に動き出すフレームづくりに注力することは、この時機大いに意義のある取り組みと考えます。</p> <p>この施策の動きは、河川を環境構造として大きなインフラを持つ地域に、単にゴミ拾いにとどまらない志の高いアダプトプログラムへ、河川環境を地域としてマネジメントする「新たな公」の萌芽を促すものとして、大いに期待されてしかるべきものです。</p> <p>本構想(案)は、これまでの地区ごとの実績紹介も踏まえながら、「放水路から川らしい水辺へ」のスローガンのもと、「安全・安心」《再生・利活用》《市民協働》の3つを川づくりの基本理念とし、特に後者2分野における多面的新領域挑戦への方向性拡大が特徴的で、全体バランスのとれた施策像としてわかりやすい表現になっております。</p> <p>「治水」「環境」「利用」の相互バランスを訴え、来年度以降の地区(別)計画に向けた、流域全体での共通の認識・共感の育成と、個々の地区特性に合わせた個性ある企画・実践へのコンテンツが簡潔に整理され、市民協働型エリアマネジメントに繋ぐ有効なガイドラインとしての役割が、明確に示されていると評価できます。今後、自治体と市民による「協働の智慧」が地区の計画づくりで試されることになりましょう。</p>	1)2010版の位置づけ	2010版の位置づけ	<p>・「治水」「環境」「利用」の相互バランスを訴え、来年度以降の地区計画に向けた、流域全体での共通の認識・共感の育成と、個々の地区特性に合わせた個性ある企画・実践へのコンテンツが簡潔に整理され、市民協働型エリアマネジメントに繋ぐ有効なガイドラインとしての役割が、明確に示されていると評価できる。</p>
44	J氏2	<p>●今後10年の施策プログラムとしては現行追認の意識が強く新規性、戦略性が見えないしかしながら、トータルな政策戦略として概観すると、若干懸念が残る点が無いわけでもありません。以下2点をあえて課題提起し、今後の実りある議論に供したいと思えます。</p> <p>I 政策としてのイノベーション、転換姿勢を明確に打ち出す姿勢が希薄ではないか …「既存モデルを超えた新たな価値」を関係者共有できる展望をせねば</p> <p>II 特に河川利用の新機軸を促す民営・非占有の交歓機能の誘導に非公園管理理想を …当面の河川敷利用「公園並みルール」は計画待ち暫定措置と位置付けて</p>	5)その他	計画の戦略	<p>・今後10年の施策プログラムとしては現行追認の意識が強く新規性、戦略性が見えない。</p>
45	J氏3	<p>●運命共同体として流域施策に取り組むべき「既存モデルを超えた」政策イノベーションに</p> <p>一点目の河川行政の転換姿勢については、本構想の市民セクターへのガイドラインとしての位置づけは理解できるものの、時代とともに変わらざるを得ない国土保全・防災上の役割に加え《流域環境圏》等の枠組みを越えた課題台頭に向けた、管理者サイドからのトータルな姿勢としてのイノベーション、すなわち《政策の新たな展開》として既存モデルとは全く異なる新規モデルへのスパイラルアップが、見えてこないのが気になります。</p> <p>河川環境の利活用を今後10年という長いスパンの中で考える時、既存モデルの「漸進」や「改修」の量的拡大のみに留まっていたは、新たな《リバーフロント・バリュー》の育成に繋がらないのではとの危惧を覚えるのは、私だけではないはずで。</p> <p>おそらく計画先行が見え難い「京成本線荒川橋梁」も、スーパー堤防や再開発立体かさ上げなどの唯一解にこだわらず、水位調整ほかの関連技術的オルタナティブを検討組上に乗せる新展望を、そろそろ見せるべき段階ではないでしょうか。</p> <p>たしかに従来の河川管理スタンスからすれば今回の取り組みは、様変わりした転換姿勢との反応を受けるかもしれませんが、治水行政は過去の右肩上がりの建設国債執行型の土木技術的事業推進モデルをまだ引きずっており、基本的に883兆もの借金漬け財政下の国が取るべき姿勢でなく、抜本的な事業構造の転換議論を封じ込める環境にはありません。</p> <p>したがって今回の「荒川将来像計画2010」には、自然共生や快適な水辺環境などの心地よいキーワードで市民向けに成果が出やすい協働を促すだけでなく、将来の防災や河川機能の維持修復を支える河川利用のあり様など、運命共同体として危機感ある政策転換姿勢を、国を挙げ地域を挙げてしっかりと提起・明記する必要があると思われます。</p>	5)その他	計画の戦略	<p>・時代の変化に対応した「政策の新たな展開」として、新規モデルを打ち立てるべきである。自然共生や快適な水辺環境などの心地よいキーワードで市民向けに成果が出やすい協働を促すだけでなく、将来の防災や河川機能の維持修復を支える河川利用のあり様など、運命共同体として危機感ある政策転換姿勢を、国を挙げ地域を挙げてしっかりと提起・明記する必要がある。</p>
46	J氏4	<p>●将来の夢ある河川利活用新機軸に繋がる戦略性ある「当面暫定調整ルール」の取り扱いに</p> <p>二点目の「荒川下流河川敷利用ルール」については、今後2市7区で進められる展望ある「地区計画」等への議論に向けて、この内容でいいのか疑問に残ります。</p> <p>その内容は、具体的に自転車、ラジコン、犬など公園に準じた規制が並び、それが沿川全体で「管理」される側面が色濃く、街場のミニ公園などの約束事とほぼ同じ内容です。過去の苦情やアンケート等、市民会議での指摘でも、確かにそうした要求の傾向は否めませんが、その問題が出てきた背景は、今回の本格市民協働による「変わらうとする利活用への智慧」を志向する前提の議論では無く、全く別の次元の議論であったはずのものです。</p> <p>この調整段階で2市7区連携に「形ある早期実績」が欲しい意図は理解できなくもないですが、今後各地区での魅力育てに「協働の智慧」を生む運用協議には、潜在的プレーキ要因となる懸念は残りましょう。河川域への過去に例を見ない地域マネジメント新機軸、特に民間が食指を動かすビジネスモデルを誘導するのに「ルール超え」のモチベーションが有効なのは、都市計画行政で地区計画制度が果たした役割に既に明らかかならずでしょう。</p>	3)利用	アメニティ	<p>・河川域への過去に例を見ない地域マネジメント新機軸、特に民間が食指を動かすビジネスモデルを誘導すべきである。</p>
47	J氏5	<p>“造る”ことのみ意識し“維持・更新”するリスク管理を等閑にする施策は、姿勢だけの転換で容易に変わるものではなく、それはハードウェアに限りません。一旦決まった約束事やルールのソフトウェアも同様で、その枠組みに結果的に縛られる状況が後で効いてきます。おそらくまだ我々の頭の中には《河川敷＝公園のオープンスペース利用》の固定観念が凝り固まっているのでしょうか。それでは河川環境の新時代を拓くイノベーションは見えてきません。真摯に「代謝」や「改善」に立ち向かう具体実践が興らねば、誘導はおろか政策モデルすら生み出せないでしょう。むしろ議論を恐れず「解放区」型の発想が必要なのかもしれません。少なくともルール作って一件落着の状況にないことは確かです。</p> <p>すでに運用に供された「河川敷利用ルール」ではありますが、上記の論点から今後育てるべきせつかつの「地域マネジメント」展望をシュリンクさせないためにも、まだまだ調整・進化の余地を残したものの、新機軸の計画合意に向けたその間の暫定調整ルール、との関係理解を明確にすべきと考えます。そしてなるべく早期に、元気が拡がる新たな活用ビジョンを関係者にメッセージし、「新たな期待感」を発信する必要があります。未来永劫「官」が維持管理を担ってゆく状況にないからこそ、意志を持って河川環境利活用の新機軸を担う者のモチベーションを上げる手立てを、これを機会に戦略化するべきものと考えます。</p>	3)利用	利用ルール	<p>・「河川敷利用ルール」は、調整・進化の余地を残し、当面の暫定ルールとすべきではないか。将来的には地域のマネジメントに任せるとよいと考える。</p>
48	K氏1	<p>①「荒川将来像計画1996」と比較すると「荒川将来像計画2010」は自然環境を保全・創出についてトーン・ダウンしている。</p> <p>ゾーニングされた自然地・コリドーとなり得る連続した水際の自然は減少しています。その事が明確にされないままになっています。2010版を初めて目にする人に、自然地は充分にあると誤解を与えることとなります。</p> <p>減少した自然地を創出・保全し、生物多様性の為、土地の確保を明言するべきです。</p>	2)自然地	自然地	<p>・自然地は減少している。減少した自然地の創出・保全をとりあげてほしい。</p>
49	K氏2	<p>②2010版には地区計画書が出来上がっていません。ゾーニング計画はできていても「市民の意見を反映しながら設定します」とあります。このことはゾーニングの変更もあり得ると読みとれ、不安に思えます。なぜなら、自然・生物多様性の重要性を第一に考える市民は少ないからです。治水、利水に環境を加えた河川法に基づき、国土交通省は環境を守る主体となるべきです。自然地和ゾーニングされた区域を占有している自治体が維持管理できないのであれば占有を取消し、国土交通省荒川下流河川事務所が主体となり市民との協働で管理していくのが良いと考えます。</p>	4)ゾーニング	再調整	<p>・地区計画書を作成するときに、ゾーニングの変更はありうるのか。自然地が変更されるのではないかと不安に思う。</p>
50	K氏3		2)自然地	保全	<p>・改定河川法に基づき、国土交通省は環境を守る主体となるべき。</p>

No.	名前	意見原文	分類1	分類2	意見の趣旨
51	K氏4	③4-4の表4-1地区計画における区分 自然保全地まで利用系ゾーンが入り込むのはおかしい。自然保全地は生物の為に人(管理・調査の為に別)が立ち入らない場所として確保すべきです。そのことを明確にする為にも利用系ゾーンの斜め線は前記のように直して下さい。また、自然利用地は多目的の地のように見られる可能性も含め不安材料が残らないように「自然利用地」を「自然保全型利用地」とするが良いと思います。まさに「北区・子どもの水辺」が「自然利用地」とされているが、利用もされるが基本は自然保全が目的ではないでしょうか。「河原町原っぱ」は自然保全型利用地であり、「自然利用地」ではないと思っています。	4)ゾーニング	自然地	・自然保全地に利用系ゾーンが入り込む図になっているので、修正してほしい。「自然保全地」は自然系ゾーンとし、「自然利用地」は「自然保全型利用地」と名称変更してほしい。
52	K氏5	2010版は10年後を目指していますが、30年後、50年後の長期計画はできなかったのでしょうか。今の子供達に自信を持って残せる荒川になるよう、将来像計画が良い形で活用されることを望みます。	1)2010版の位置づけ	2010版の位置づけ	・目標年次を10年後としているが、30年後、50年後の長期計画はできなかったのか。
53	L氏1	今後の川づくりは自然地を核とするの事、目頃委員の皆様が荒川を考える各区の区民会議と全体市民会議に於ける熱心な討議の結果だと思えます。目的を達成するにはメンテナンスが大変です。今までの十年はスポーツグラウンド及び広場で充分行きわたり利用者のグループの責任で管理出来たが利用の範囲が広がると事故や迷惑行為、危険行為が起きた場合どうするかルールだと注意しても現代は注意をしないと反発する故、人が相手の事柄は注意しなければ。	3)利用	ルール喚起	・河川敷の利用ルールやマナーが守られておらず、注意をしても反発されてしまう。
54	L氏2	自然地は放置していれば荒れた自然になり現在話題になっている外来植物と在来植物との関係は?	2)自然地	外来種	・外来植物は、どの程度在来植物に影響するのか。
55	L氏3	ヒスマイトトンボは人に捕られるよりヨシキリに食べられる方が多いようだ。このままでは絶滅です。板橋か足立の生物園に研究を委託したらどうだろうか。	2)自然地	ヒスマイトトンボ	・ヒスマイトトンボの研究を委託してはどうか。
56	L氏4	荒川の downstream 地域は干潮時でも水面より低く、地盤沈下か温暖化か故に海面の水位が上昇し集中豪雨の時は上流からの流れで河口は溢れタム化して満潮時には河川用の堤防で横に広がる水圧で防ぎきれぬか、また地震の際の用意の為に盛り土ではなく土地深く鉄筋を植え込み、スーパー堤防を更に強大にしたら如何。	5)その他	スーパー堤防	・スーパー堤防は、温暖化や地盤沈下に備えて、更に進めてほしい。
57	L氏5	先は船で見学の際、荒川ロックゲートの荒川と旧中川の水位の差が大きいのが驚いた。荒川は鴨長明の武州入間沈水の事等、記録のある12世紀以降各世紀毎に惨事が起きている。特に葛飾区は戦後のキャスリートの被害が大きく当区の庁舎は高桁でリメンバー水害のシンボルです。21世紀どうなるかさらなる注意をお願いします。	5)その他	歴史	・葛飾区の庁舎は高桁でキャスリートのシンボルである。水害の記憶を止め、継承してほしい。
58	L氏6	自然系ゾーン葛飾あらかわ公園に荒川と中川を結ぶ水門があるが、小学生頃級友溺れ死んだ場所です。開門時には流れが速く恐怖を感じるこの付近は立ち入り禁止にした方がよいと思う。せつかく公園ですが、第2回の見学会は防災研究所?に案内していただき吾々の不安を取り除いてもらいたいと思います。	5)その他	安全管理	・葛飾あらかわ公園に荒川と中川を結ぶ水門があるが、開門時には流れが速く危険なので、立ち入り禁止にしたほうがよい。
59	L氏7	この地区の河川敷の景観は堤防から眺める広々とした空は電車やバスの来客の心を癒してくれるでしょう。加えて現在築かれているツーリストタワーが完成すると荒川一の新名所になるでしょう。荒川将来像計画にもう1ページ追加してはどうか?	5)その他	景観	・東京スカイツリーが完成したら、景観的に荒川一の新名所になるので、将来像計画にも追加してはどうか。
60	M氏1	1.自然地の保全と再生の考え方について 第七期北区荒川市民会議では、荒川の自然地ネットワーク形成にとって、水際は生物の生息・移動空間として重要な場所であり、水際の自然地の保全・再生は河川の生態系にとって重要課題と考えています。このため、北区の地区計画検討(案)では、長期的に水際区域(水際線から数十メートルの範囲)について、連続的に自然地の保全・再生を図ることを基本方針としたいと考えています。	2)自然地	水際	・水際の自然地の保全再生は、河川の生態系にとって重要。北区の地区計画では水際区域に連続的に自然地の保全・再生を図ることを基本方針としたい。
61	M氏2	この方針は、北区の区間のみならず、できれば荒川下流域共通の考え方として、全体構想書に位置づけることをお願いしたい。	2)自然地	水際	・北区の計画では水際区域に連続的に自然地の保全・再生を図るという方針は、できれば荒川下流域共通の考え方として全体構想書に位置づけてほしい。
62	M氏3	2.新たなゾーニング計画の考え方について 荒川の自然が豊かになり、また、一方では沿川の街地再開発などの進展などに伴って、荒川の自然地としての評価は高まり、スポーツ・レクリエーションの利用者も飛躍的に増加しています。このため、北区の地区計画検討では、水際の自然地再生に合わせ、高水敷のスポーツ・レクリエーション施設の配置についても再調整を図りたいと考えています。従って、ゾーニング区分については、地区ごとの事情を勘案しながら、地区計画策定と併せて再調整が可能となるようご高配いただきたい。	4)ゾーニング	再調整	・高水敷のスポーツ・レクリエーション施設の配置について再調整を図りたい。地区ごとの事情を勘案しながら、地区計画策定と併せて再調整が可能となるようご高配いただきたい。
63	M氏4	3.荒川利用者への便益利用サービスの充実化 荒川の利用者に対し、情報やトイレ・休憩・集会、資器材の保管やレンタルなどの便益サービスはあまりにも立ち遅れていると言わざるをえません。	3)利用	アメニティ	・便益サービス(情報、トイレ・休憩・集会、資器材の保管など)があまりにも立ち遅れている。
64	M氏5	近年整備されたスーパー堤防の背面空間や防災ステーションをはじめとする、堤防や河川敷道路の諸施設は、災害時に限らず、自然地の保全・観察活動、サイクリング・マラソンなどのスポーツ・レクリエーション活動のサービス拠点として極めて貴重な場所です。これらの施設、場所を活用して防災活動のみならず、平常時の利用拠点として整備の充実化と有効利用の促進を全体構想の中でも位置づけていただきたい。	3)利用	アメニティ	・整備されたスーパー堤防の背面空間や防災ステーション、河川敷道路の諸施設は、サービス拠点となりうるため、災害時に限らず平常時の利用拠点として、整備の充実と有効利用を全体構想書で位置づけてほしい。
65	M氏6	4.荒川放水路と地域とのかかわりの歴史の継承 荒川放水路の建設により、沿川地域の発展がもたらされたことは言うまでもありません。世代の交代や新しくお住まいになった方も多く、放水路建設のための苦難の記憶も徐々に薄れつつあります。 “放水路から川らしい水辺へ”の推進を図るためには、放水路の治水上の意義や建設の歴史、さらに、放水路とともに育まれてきた地域の歴史を、次世代に継承し共有していくことが極めて大切なことと考えています。 このために、荒川放水路全体を地域の歴史とともに近代遺産として積極的に再評価し記録していくこと、および、旧岩淵水門を放水路の歴史を象徴する貴重な文化財として全体構想の中で位置づけ顕彰することについてご高配いただきたい。	5)その他	歴史	・荒川放水路全体を近代遺産として再評価・記録していくこと、および旧岩淵水門を貴重な文化財として全体構想の中で位置づけ、顕彰されたい。
66	N氏1	策定に寄せて以下の内容を追加すること。 「1964年の東京オリンピック後、国民の運動機会を増やすため、河川敷を開放してスポーツグラウンドを造成する機運が高まり、低水路の堆積泥土による高水敷造成工事が活発になりました。一方、温帯域の汽水域という特殊な自然条件にある荒川下流は、シギヤチドリ、カモなどの渡り鳥の首都圏有数の生息地になっていましたが、河川敷の造成開放と生物多様性の保全という相反する事態が生じてしまいました。」	1)2010版の位置づけ	2010版の位置づけ	・策定に寄せての3行目に、文章を追加「1964年の東京オリンピック後、国民の運動機会を増やすため、河川敷を開放してスポーツグラウンドを造成する機運が高まり、低水路の堆積泥土による高水敷造成工事が活発になりました。一方、温帯域の汽水域という特殊な自然条件にある荒川下流は、シギヤチドリ、カモなどの渡り鳥の首都圏有数の生息地になっていましたが、河川敷の造成開放と生物多様性の保全という相反する事態が生じてしまいました。」
67	N氏2	「現在」を削除。1996年の荒川将来像計画策定前の荒川下流の状況と現在の状況とは違います。	1)2010版の位置づけ	2010版の位置づけ	・策定に寄せての4行目の文章を修正「現在」を削除。1996年の荒川将来像計画策定前の荒川下流の状況と現在の状況とは違うため。
68	N氏3	以下の内容に変更すること ・・・・・・東京都心部の貴重な自然空間となっていました。 <解説> この箇所は、1995年の荒川の将来を考える協議会設立以前の状況に言及しているのだから、文章は、すべて過去形にしなければなりません。	1)2010版の位置づけ	2010版の位置づけ	・策定に寄せての5行目の文章を過去形に修正。1996年の荒川将来像計画策定前の荒川下流の状況と現在の状況とは違うため。「・・・・・・東京都心部の貴重な自然空間となっていました。」

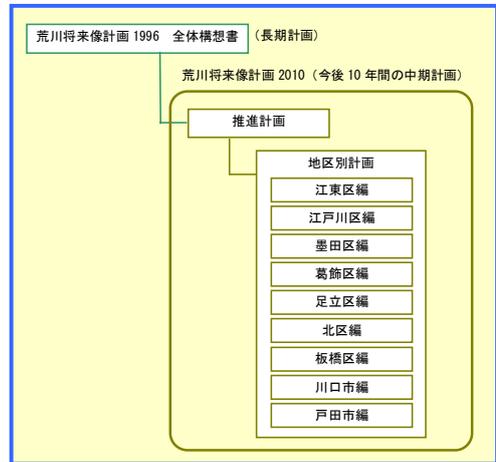
No.	名前	意見原文	分類1	分類2	意見の趣旨
69	N氏4	荒川将来像計画1996にあった「全国的に水辺環境への関心が高まっている中で、荒川は、地域の将来にとって、また渡り鳥の中継地として、我が国の将来にとって、非常に重要な財産として期待されています」という文章が、削除されています。 この箇所は、1995年の荒川の将来を考える協議会設立以前の状況に言及しているため、当時の認識を削除することはできません。	1)2010版の位置づけ	2010版の位置づけ	・1996版の「はじめに」の言葉を再掲（5行目に挿入） 荒川将来像計画1996にあった「全国的に水辺環境への関心が高まっている中で、荒川は、地域の将来にとって、また渡り鳥の中継地として、我が国の将来にとって、非常に重要な財産として期待されています」という文章が、削除されている。
70	N氏5	事実関係が間違っているため、以下のように修正すること。 「・・・・その自然の保全と回復が大きな課題になっていました。」 <解説> 将来像計画96の策定前から、荒川下流の自然破壊が大問題になっていて、自然の回復が、大きな課題になっていました。役所に残っているはずの、当時の陳情書類を見れば分かります。	1)2010版の位置づけ	2010版の位置づけ	・策定に寄せての6行目の文章を修正。事実関係が間違っているため。 「・・・・その自然の保全と回復が大きな課題になっていました。」
71	N氏6	この部分は、荒川将来像計画2010(案)の性格が、よく現れています。 すなわち、将来像計画2010の特徴は、「現状肯定」です。 我が国の河川行政の経緯の中で、建設省は1990年に「多自然川づくり」の通達を行い、各地の河川で生態系を重視した川づくりを目指そうという姿勢を明らかにし、1995年の河川審議会答申では、「生物の多様な生育・育成環境の確保」「健全な水環境の確保」「河川と地域の関係の再構築」という方向性が示されました。そして1997年には「治水」「利水」「環境」（+市民意見）の総合的管理を目的とする河川法の改正がありました。荒川将来像計画2010(案)のどこにも、そのような経緯は言及されていません。過去の経緯に触れず、ひたすら現状を是とする進め方では、正しい理解につながりません。 荒川将来像計画1996にあった「従来の河川改修方式への反省も踏まえ、河川の自然環境の保全と創出について配慮した多自然型川づくり事業も実施されるようになってきました。」という表現すら削除されています。	1)2010版の位置づけ	2010版の位置づけ	・策定に寄せての10行目に文章を追加。荒川将来像計画1996にあった「従来の河川改修方式への反省も踏まえ、河川の自然環境の保全と創出について配慮した多自然型川づくり事業も実施されるようになってきました。」という表現が削除されているため。
72	N氏7	p2-4 西新井橋、千住新橋付近では、戦前に、数十センチの地盤沈下がありました。昭和30年代初頭には、特に大きな地盤沈下はありません。 しかし、すでに広い範囲が湿地でした。 その後、沈下が進みましたが、1.5mで止まっています。4mもの大きな地盤沈下があったのは、海に近い江東区、江戸川区などで、荒川下流河川敷の湿地性自然環境の形成原因を、将来像計画2010のように、地下水の汲み上げと決め付けて、現在のAP4m近い高水敷造成の正当性につなげようとする論調は、間違っています。	5)その他	地盤沈下	・p2-4②の5行目の文章を修正。西新井橋、千住新橋付近では、戦前に、数十センチの地盤沈下があったが、昭和30年代初頭には、特に大きな地盤沈下はないため。
73	N氏8	以下のように修正すること。 その対策として、堤防強化、低水路幅の拡幅、水際の整備、低水路に堆積した泥土除去などが行われました。しゅんせつ泥土処理のために、河川敷の埋立てが進められ、現在の河川敷が整備されました。 <解説> 堤防の安全性と高水敷造成との関係は、1975年当時、建設省と東京都、市民団体とで議論があり、建設省は、堤防を地震時の円弧すべりから守るために、高水敷造成の必要性を強調しました。 議論の結果、建設省は、荒川下流の堤防の構造では、高水敷は、幅50m必要として、足立区の西新井橋上流の造成工事を進めました。 堤防の高さと土質の粘性度などとの関係で、堤防の法尻から、20m程度で十分とする市民団体の意見に対して、建設省は、残り30m分は、安全度をみためと回答しました。 高水敷造成工事の目的は、以下の理由です。 ・堤防安定のために必要な幅を確保しなければならない ・浚渫泥土の処分 ・造成後の公園や運動場が必要とする幅がある ・占用地が、毎年、冠水しないような高さが必要 したがって、本文にあるような「堤防の安全対策で、河川敷が造成された」という表現は、正確ではありません。 <解説> 市民：なぜ高水敷を埋め立てなければならないか。 建設省：堤防は、地震時に円弧すべりが生じる堤防の安全確保のため、高水敷造成は不可欠 市民：Lは、どれくらい必要か。 建設省：20～50m(安全度含む)	5)その他	地盤沈下	・p2-4②の6行目の文章を修正。事実関係に基づき記載すること。 「その対策として、堤防強化、低水路幅の拡幅、水際の整備、低水路に堆積した泥土除去などが行われました。しゅんせつ泥土処理のために、河川敷の埋立てが進められ、現在の河川敷が整備されました。」
74	N氏9	p2-8 第2節は、荒川将来像計画96を要約して紹介しているところなので、表現が簡略化するのは当然ですが、当時、言われていなかったことを付け加えたり、考え方の基本的な部分を無視したりすることは許されません。 当時の考え方を批判することはかまいませんが、はじめからなかったかのごとく、はじめから別の考えであったかのごとく、つくり直すのは、改ざんです。 「地下水のくみ上げによる地盤沈下が原因」「堤防の安全性を確保するために河川敷の造成が進められた」という表現は、荒川将来像計画96の原文にはありません。 そのかわり原文にある「豊かな自然環境が発達していました。」という文章が削除されています。 将来像計画96を見直すことは、よいことですが、当時の認識を、曲げることはダメです。 <解説> 将来像計画96 策定に際して、大きな論点のひとつに高水敷造成の是非がありました。 河川敷が広い範囲で湿地化し、豊かな自然環境が発達していた理由は、地下水の汲み上げが原因ではないとの認識が河川管理者にもありました。 ① 地下水の汲み上げによる沈下 ② 堤防補強工事などによる河川敷内の土砂の掘削 ③ もともと高水敷の地盤高は、現在に比べて低かった 戦争末期、足立区千住を爆撃した米軍が撮影した荒川河川敷写真には、すでに広い範囲で湿地化していた河川敷の様子が写っています。 終戦直後、河川敷で水田ができていたことを、地元住民は、よく覚えてます。水田で米をつくり、周囲にヨシがはえている状況は、湿地です。 もともと堤防自体が低かったものを、順次改修してきたわけで、「昔は湿地などなく、昭和30年代の地盤沈下で、湿地が生じ、堤防が危険になったので、河川敷を造成した」という説明は、事実確認です。 将来像計画2010の表現では、昔の荒川を知らない人に、荒川の自然環境は地盤沈下の結果の一過性のものでは少なく、AP4m近い現在の地盤高の高水敷が、本来の荒川の姿である、との誤った認識を与えかねません。 <意見> 堤防の安全性のためと称して、河川敷の造成の正当性を強調するのは、改ざんです。 将来像計画96に、そのような表現はありません。 <意見> 将来像計画96は、汲み上げによる地盤沈下は自然環境形成の要因のひとつとらえ、「豊かな自然環境があった」「河川敷が造成された」「湿地系の自然環境がなくなった」という事実を示して「豊かな自然の広がっていた過去の状態を参考にしつつ、以下の方針により、荒川らしい自然の保全・創出をしていきます。」という方向性を出したものです。 <意見> 荒川将来像計画96のなかった部分を削除し、記載されていた部分を復活させること。	5)その他	地盤沈下	・p2-8「方針1」の文章を1996版に合わせて修正。1996版の要約は忠実にすること。

No.	名前	意見原文	分類1	分類2	意見の趣旨
75	N氏10	p3-1 温帯地方の汽水域の生物多様性の向上策と、河川空間の一部であるオープンスペースを利用して地域住民の生活に利することは、別々の範疇にあるものです。 両者を、いかにして両立させるかを目指すものであって、ひとくりにまとめることはできません。 人の楽しみを助けるために、生き物もいたほうが良いという考え方や、人の生活と独立した野生生物の生息環境の保全、生物多様性向上とは、もともと別物です。 理念2は、 ・ 多くの生き物を育む河川環境の再生 ・ 適性な河川空間の利用 に分けるべき。 <解説> 荒川将来像計画をめぐる立場に二つの大きな対立軸があります。 ①荒川下流の一部を、生き物のために、生き物の生息場所として確保してあげようという、人から生き物へのプレゼントと見る見方。 ②生き物といえども、人の楽しみのための要素であり、多くの人が別の手段を求めれば犠牲になってもやむをえないと見る見方 この立場に違いが、地域住民や議会の要望を重視する自治体の意向と、生き物の生息環境の保全を求める市民の意向が、かみ合わない大きな原因だと思います。	2) 自然地	自然保全と利用	・ p3-1・図3-1の「自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用の推進」は、 ・ 多くの生き物を育む河川環境の再生 ・ 適性な河川空間の利用 に分けるべき。
76	N氏11	「川らしい川とする上で前提となる治水」という表現を使うなら、「川らしい川とする上で前提となる河川環境」という表現も可能です。 治水をことさら強調する必要はありません。 「川らしい川とする上で前提となる」を削除すること。	5) その他	理念の表現	・ p3-1・理念①の1行目を修正。「川らしい川とする上で前提となる治水」という表現を使うなら、「川らしい川とする上で前提となる河川環境」という表現も可能であることから。
77	N氏12	「動植物が生息、生育する自然環境の場となりつつあります。」というのは、事実誤認しています。 もともと多くの生き物を育ててきた荒川が、さまざまな理由から、自然度を低下させてきたのは事実です。 これまで何億円もかけて実施してきた河川水辺の国勢調査を見ても、そのような認識にはいたらないはずで、この表現は修正してください。	2) 自然地	自然度の低下	・ p3-1・理念②の3行目を修正。「動植物が生息、生育する自然環境の場となりつつあります。」というのは、事実誤認であるため。
78	N氏13	p2-9 スーパー堤防は、費用対効果が極めて小さいため、削除すること。	5) その他	スーパー堤防	・ スーパー堤防の記述の削除。スーパー堤防は、費用対効果が極めて小さいため。
79	N氏14	p2-10 図2-11 は、水際の多自然化のイメージではなく、荒川将来像計画96で、横断形状の二つのタイプとして表示されたものです。 ここでの注目は、堤防保全区域として、25m～30mの確保です。 1975年以来、議論されてきた堤防の安全性と高水敷造成との関係が明示されました。 これにより、中水敷やワンド、水路など、安全を損なわずに河川敷の地形を変更できる程度が明らかになりました。 将来像計画2010でも、横断形状の二つのタイプを正しく表示してください。 横断形状の二つのタイプを併せて、自然地の横断形状例も表示してください。	5) その他	横断形状	・ 1996版の要約を忠実に修正。図2-11 は、水際の多自然化のイメージではなく、荒川将来像計画96で、横断形状の二つのタイプとして表示されたものである。将来像計画2010でも、横断形状の二つのタイプを正しく表示すること。
80	N氏15	p2-15 荒川下流部に関する課題として ・ 自然地の管理主体 があります。 荒川下流の生き物の生息環境を重視して整備された自然地は、荒川河川事務所直営の木ワンド、板橋区生物生態園、葛飾あらかわ水辺公園などがあります。いずれもはじめから、生き物の生息地を整備するという考えに基づいて予算が組まれ、整備が進みました。しかしゾーニングで自然地、自然系ゾーンなどと示された区域は、だれが予算を組んで管理するのでしょうか。 河川管理者である国土交通省か、沿川自治体が想定されますが、自然地の管理は、自治体による占用対象にはなりにくいと思います。河川法という河川環境の整備について、自治体に責任はありません。 自治体は、直接、住民が楽しめるものには税金を投入できても、河川の生物多様性の向上や河川環境の維持管理のためとする予算の支出は、もともと難しいからです。 一方、沿川自治体は、ヘクタール規模で市街地で確保できないオープンスペースの占用が受けられます。地域住民の要望の強い運動場、ゴルフ場、公園などの建設が土地の取得なしで実現できます。 都市計画法や関連条例などでは、開発者に緑化を義務付けています。河川敷では、河川管理者により河川水の影響を受けない造成が行われ、その上に運動場などを整備できることとなります。 そこで河川敷の占用を受ける自治体などが、自然地の管理費用を分担することも有益だと思います。 荒川下流部に関する課題に、自然地の管理主体を加えてください。	2) 自然地	7つの課題	・ 「現状の7つの課題」に、「自然地の管理主体」についても追加する。
81	N氏16	p2-16 本文は、将来像計画96に示された大規模自然地15と、500m程度の間隔で中規模自然地も整備され、現在、動植物の貴重な生息・生育場となっている、と評価していますが、間違いです。 大規模自然地15のうち、将来像計画96の方向性が、守られたところは、一部しかなく、運動場などの拡大、土砂置き場になった所もあります。大規模自然地として場所は確保されているものの、将来像計画96で示された整備方針が実施されなかったり、土砂置き場になっているところも各所にあります。 中規模自然地30のうち、将来像計画96の方向性に基づいて保全された所は、6ヶ所しかなく、14ヶ所は、方向性も見えません。大半は、整備方針の実施がありません。 こういう状況下で、どうして本文のような評価ができるのでしょうか。 この部分は、間違っているので、削除してください。	2) 自然地	自然地	・ p2-16・3～5行目を削除。本文は、将来像計画96に示された大規模自然地15と、500m程度の間隔で中規模自然地も整備され、現在、動植物の貴重な生息・生育場となっている、と評価しているが、間違いであるため。
82	N氏17	p2-17 将来像計画96で示された「横断形状の2つのタイプ」は、干潟を保全するためのAタイプと、標準的なBタイプに分かれています。 河川敷を堤防、堤防表水面、堤防保全区域、水際領域、低水路部に分けてその構造を示したもので、堤防の安全確保のための堤防保全区域は25m～30m必要としています。 堤防保全区域と低水路部の間が、水際領域です。 たとえば、高水敷幅が120mの運動場があるとすると、堤防側30mが堤防保全区域で、残りの90mが水際領域になります。 つまり高水敷にある運動場やゴルフ場などは、堤防保全区域を除いて、水際領域に設置された施設ということになります。 将来像計画96で示された「横断形状の2つのタイプ」は、1975年以来、関係者間で議論されてきた、安全な高水敷の構造を示したものです。 これに対して、将来像計画2010は、将来像計画96で示された「横断形状の2つのタイプ」が、あたかも低水護岸付近の水際ラインに限定した整備について示したものであるかのような取り扱いをしています。 この部分は、間違いなので、修正してください。	5) その他	横断形状	・ 将来像計画2010は、将来像計画96で示された「横断形状の2つのタイプ」が、あたかも低水護岸付近の水際ラインに限定した整備について示したものであるかのような取り扱いをしている。この部分は、間違いなので、修正する。

「荒川将来像計画全体構想書2010（案）」に関する意見と回答（案）

1. はじめに

No.	分類	意見の趣旨	回答（案）
1	2010版の位置づけ	・1996年版と比べ現状追認型の内容となっている。1996年版同様、長期的な姿を描いた上で、そこに近づくための計画を立案すべき。	・1996版と2010版の関係を前文「策定に寄せて」に示します。 【修正文案（前文）】 ・「荒川将来像計画全体構想書1996」で掲げた荒川下流部の将来の望ましい姿を「将来像」として踏襲しつつ、社会情勢の変化や新たに発生した課題への対応及び整備・保全が進められてきた河川敷の維持・管理の重要性を踏まえ、これまでの川づくりの考え方やゾーニングの考え方の見直し、「荒川将来像計画2010推進計画」としてとりまとめました。
43	2010版の位置づけ	・「治水」「環境」「利用」の相互バランスを訴え、来年度以降の地区計画に向けた、流域全体での共通の認識・共感の育成と、個々の地区特性に合わせた個性ある企画・実践へのコンテンツが簡潔に整理され、市民協調型エリアマネジメントに繋ぐ有効なガイドラインとしての役割が、明確に示されていると評価できる。	・また、今回の将来像計画の見直しにあたっては、1996版の考え方を踏襲したものであることを示すために、計画書の名称を変更します。 【計画書タイトルの修正】 ・「荒川将来像計画 全体構想書2010」→「荒川将来像計画2010 推進計画」
66	2010版の位置づけ	・策定に寄せての3行目に、文章を追加「1964年の東京オリンピック後、国民の運動機会を増やすため、河川敷を開放してスポーツグラウンドを造成する機運が高まり、低水路の堆積泥土による高水敷造成工事が活発になりました。一方、温帯域の汽水域という特殊な自然条件にある荒川下流は、シギヤチドリ、カモなどの渡り鳥の首都圏有数の生息地になっていきましたが、河川敷の造成開放と生物多様性の保全という相反する事態が生じてしまいました。」	・よって、計画書の構成を説明する図（p1-11）についても、修正します。 【修正文案（p1-11）】 ・「荒川将来像計画2010推進計画」は、「将来像計画全体構想書1996」を踏襲し、荒川下流部全体の今後概ね10年後の望ましい姿を目指した計画として、以下の構成によりとりまとめたものです。 第2章は、荒川将来像計画1996策定時の理念、方針を振り返るとともに、10余年の経過の中で生じた現状の課題を整理しています。 第3章は、治水・環境・利用の相互関係を大切にきたバランスのとれた川づくりに向けた基本的な考え方、方向性を示しています。 第4章は、全体構想書1996のゾーニング計画と現状の河川敷利用状況を踏まえ、今後緩やかな土地利用誘導を図るための新たなゾーニングの考え方を設定し、沿川2市7区によって検討する地区別計画における土地利用区分等の骨格を示しています。
67	2010版の位置づけ	・策定に寄せての4行目の文章を修正「現在」を削除。1996年の荒川将来像計画策定前の荒川下流の状況と現在の状況とは違うため。	
68	2010版の位置づけ	・策定に寄せての5行目の文章を過去形に修正。1996年の荒川将来像計画策定前の荒川下流の状況と現在の状況とは違うため。 「・・・・・・東京都心部の貴重な自然空間となっていました。」	
69	2010版の位置づけ	・1996版の「はじめに」の言葉を再掲（5行目に挿入）荒川将来像計画1996にあった「全国的に水辺環境への関心が高まっている中で、荒川は、地域の将来にとって、また渡り鳥の中継地として、我が国の将来にとって、非常に重要な財産として期待されています」という文章が、削除されている。	
70	2010版の位置づけ	・策定に寄せての6行目の文章を修正。事実関係が間違っているため。 「・・・・・・その自然の保全と回復が大きな課題になっていました。」	
71	2010版の位置づけ	・策定に寄せての10行目に文章を追加。荒川将来像計画1996にあった「従来の河川改修方式への反省も踏まえ、河川の自然環境の保全と創出について配慮した多自然型川づくり事業も実施されるようになってきました。」という表現が削除されているため。	
52	2010版の位置づけ	・目標年次を10年後としているが、30年後、50年後の長期計画はできなかったのか。	・荒川下流部の将来の望ましい姿は1996版を踏襲し、2010版の位置づけを以下のとおり示します。 【修正文案（p1-1）】 ・「荒川将来像計画2010推進計画」は、これまでに得た知見をもとに、このような課題を整理し、「荒川将来像計画全体構想書1996」で掲げた荒川下流部の将来の望ましい姿を「将来像」として踏襲しつつ、社会情勢の変化や新たに発生した課題への対応及び整備・保全が進められてきた河川敷の維持・管理の重要性を踏まえ、これまでの川づくりの考え方やゾーニングの考え方の見直しを行った計画です。



2-1 荒川下流部のあらまし

No.	分類	意見の趣旨	回答（案）
72	地盤沈下	・p2-4②の5行目の文章を修正。西新井橋、千住新橋付近では、戦前に、数十センチの地盤沈下があったが、昭和30年代初頭には、特に大きな地盤沈下はないため。	・河川敷の湿地化の要因が地盤沈下に限定できないことや、河川敷の造成の理由も限定できないことから、事実を元に文章を修正します。 【修正文案（p2-4）】 （下3行の修正）
73	地盤沈下	・p2-4②の6行目の文章を修正。事実関係に基づき記載すること。 「その対策として、堤防強化、低水路幅の拡幅、水際の整備、低水路に堆積した泥土除去などが行われました。しゅんせつ泥土処理のために、河川敷の埋立てが進められ、現在の河川敷が整備されました。」	・この地盤沈下の影響もあり、荒川下流部の河川敷の湿地化が進みましたが、その後、河川敷の造成と水際の整備が進められ、現在の河川敷が整備されました。

2-2 「荒川将来像計画1996」の概要

No.	分類	意見の趣旨	回答（案）
79	横断形状	・1996版の要約を忠実に示す。図2-11は、水際の多自然化のイメージではなく、荒川将来像計画96で、横断形状の二つのタイプとして表示されたものである。将来像計画2010でも、横断形状の二つのタイプを正しく表示すること。	・p2-10コラム3の図2-11のタイトルを変更します。 【修正文案（p2-10）】 （図タイトルの修正） ・図2-11 水際の多自然化のイメージ → 荒川での多自然化河岸の整備例

No.	分類	意見の趣旨	回答(案)
74	地盤沈下	・p2-8「方針1」の文章を1996版に合わせて修正。1996版の要約は忠実にすること。	・文章を1996版に準じて修正します。 【修正文案(p2-8)】 (文章の修正) ・昭和30年代の荒川は、地下水の汲み上げによる地盤沈下により、河川敷は広い範囲で湿地化し、豊かな自然環境が発達していました。その後、河川敷の造成により湿地系の自然環境が少なくなっています。これが、荒川を単調に見せていることは否めません。 ・したがって、豊かな自然の広がっていた過去の状態を参考にしつつ、荒川らしい自然の保全・創出をしていくこととしました。

2-3 現状の7つの課題～荒川市民会議委員へのアンケート結果より～

No.	分類	意見の趣旨	回答(案)
48	自然地	・自然地は減少している。減少した自然地の創出・保全をとりあげてほしい。	・自然地の課題として、「維持管理が十分行き届いていない状態となった自然地では、生物多様性の観点から生物種数の減少が懸念される他、洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題があること。(p2-16)」と認識しています。 ・その上で、自然地の保全と再生の考え方として、「現在残されているまとまった自然地は保全します。また、必要に応じてその規模の拡大を図ります。(p3-22)」としています。
81	自然地	・p2-16・3～5行目を削除。本文は、将来像計画96に示された大規模自然地15と、500m程度の間隔で中規模自然地も整備され、現在、動植物の貴重な生息・生育場となっている、と評価しているが、間違いであるため。	・文章を修正します。 【修正文案(p2-16)】 (削除・下線部の追記) ・その結果、現在では219haが自然地として確保され、沿川に市街地の広がる都市型の河川でありながら、動植物の貴重な生息・生育場となっています。
80	7つの課題	・「現状の7つの課題」に、「自然地の管理主体」についても追加する。	・「現状の7つの課題」は、荒川市民会議委員へのアンケート結果から、荒川下流域全体に関わる課題として抽出したものです。
4	7つの課題	①自然地の整備に関する課題：管理の仕組みの整備が不十分であることが課題なのではないか。	・自然地の管理の仕組みの整備が不十分であったことは否めません。自然地の基本的な管理方法や水準などが明らかでなかったために、自然地の適正な維持管理ができなかったことが課題であると考えています。 ・2010版では、「自然環境を保全・再生するためには、(中略)国、自治体、地域住民の協働により、継続した維持管理を行う仕組みづくりを構築し、運営していきます(p3-24)」としています。

3-1 これからの荒川の川づくりのあり方について

No.	分類	意見の趣旨	回答(案)
77	自然度の低下	・p3-1・理念②の3行を修正。「動植物が生息、生育する自然環境の場となりつつあります。」というのは、事実誤認であるため。	・文章を修正します。 【修正文案(p3-1)】 (下線部の修正) ・荒川放水路が完成から約80年を経た現在では、当初目的の洪水の脅威からまちを守ることに加え、スポーツ、散策、釣りなどの人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場となっています。
75	自然保全と利用	・p3-1・図3-1の「自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用の推進」は、 ・多くの生き物を育む河川環境の再生 ・適正な河川空間の利用 に分けるべき。	・第30回 荒川の将来を考える協議会の討議を踏まえ、「自然豊かな水辺空間の再生」「適正な河川利用の推進」に分けました。
76	理念の表現	・p3-1・理念①の1行目を修正。「川らしい川とする上で前提となる治水」という表現を使うなら、「川らしい川とする上で前提となる河川環境」という表現も可能であることから。	・文章を修正します。 【修正文案(p3-1)】 (削除と下線部の追加) ・荒川下流部を川らしい川とする上で前提となるの治水に対する安全性を向上させるため、・・・・。

3-2 災害に強い安全・安心を守る川づくり

No.	分類	意見の趣旨	回答(案)
8	スーパー堤防	・スーパー堤防については、整備の目的が不明確になっている。整備を継続するのであれば、目的を明記すべき。	・スーパー堤防は、想定を上回る激しい降雨となった場合に對しても治水上の安全性を高めることを目的とし、関係機関と調整しながら、スーパー堤防の整備が進められています。(p3-3)
56	スーパー堤防	・スーパー堤防は、温暖化や地盤沈下に備えて、更に進めてほしい。	
78	スーパー堤防	・スーパー堤防の記述の削除。スーパー堤防は、費用対効果が極めて小さいため。	
9	防災意識	・防災意識の向上について、まちづくりと連動した自助・共助・公助の体制構築や普及啓発に踏み込むべき。	・広域避難場所の指定や、ハザードマップの作成などを関係自治体と連携して実施しています。これまでの取組みを推進していくとともに、関係自治体等と連携・協働し、荒川の水災に対する危機意識を啓発・向上させ、自らできる防災への取り組みの支援を進めていきます。(p3-9)

3-3 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり

No.	分類	意見の趣旨	回答(案)
28	自然地	・「地域住民に喜ばれない自然地や潜在的な荒川の自然環境とならないような自然地の整備は行わない。」とあるが、自然環境は、地域住民が喜ぶとか喜ばないとかいった嗜好的な要素に左右されるものではないと思うが、自然地を嗜好的な要素によって整備しようとしているのか。 ・「潜在的な荒川の自然環境とならないような自然地」とは具体的に何か。	・荒川下流部において特に重要な生物の生息環境と位置づけられているのは干潟とヨシ原です。また、これらを取り囲む要素として水辺(水域)、汽水の水、草原、ワンド、湿地、水路、池等があります。これらを荒川下流部に望まれる自然の姿としています(p3-19)。
30	自然地	・自然地の定義が定まっていない。	

No.	分類	意見の趣旨	回答(案)
10	自然地	・「自然保全地」「自然利用地」は本来区別できない。「利用」は「保全」が前提となる。	・1996版では、荒川下流部の河川敷の自然度を向上させるため、大規模から小規模までの自然度を位置づけ、自然を育むことを優先してきましたが、管理上の課題があきらかとなったため、2010版では、自然度を適切に維持管理していくこととしていきます(p3-23)。 ・自然度は「自然保全地」と「自然利用地」という名称にしていますが、どちらも自然環境を保全・再生するために設定し、効果的な管理をすることとしています(p3-24)。
31	自然地	・「ARA」最終号に17ヶ所の自然地が紹介されているが、食物連鎖や動物が継続的に生息しているかの観点からは、自然地とは言いがたい。	・荒川下流部の自然地は、「潜在的に持っている有るべき自然環境を保全・再生する空間」と「市民が自然に親しむ場、または子供たちの環境学習や家族で利用する場を整備する自然空間」として位置づけます(p3-22)。
33	自然地	①四つ木橋右岸はヒヌマイトトンボの生息地がある。率先して維持、繁殖に取り組んでほしい。	・ヒヌマイトトンボを含めた汽水域の多様な生物が生息しているヨシ原を、適切に維持管理を行いながら保全していきます(p3-31)。
36	自然地	・ヨシ原の保護もすべきただが、人間にとっての良好な環境を確保するための手段だととらえている。	・ヨシ原も含め、多様な生物の生息環境を保全していきます(p3-31)。
60	水際	・水際の自然地の保全再生は、河川の生態系にとって重要。北区の地区計画では水際区域に連続的に自然地の保全・再生を図ることを基本方針としたい。	・水際の自然地は、自然ネットワークを形成する上でも重要な要素です(p3-22)。 ・また、水際の保全・整備は「多様な生物が生息・生育できるとともに、人々が水辺を楽しむことができる水辺整備を推進」すると位置づけています(p3-25)。
61	水際	・北区の計画では水際区域に連続的に自然地の保全・再生を図るという方針は、できれば荒川下流域共通の考え方として全体構想書に位置づけてほしい。	・水際に極力連続的に自然地を保全・再生することは望ましいことですので、p3-22およびp3-25に「連続的な自然地の保全・再生」を盛り込むと同時に、各市区の地区別計画での具体的な検討事項とします。 【修正文案】 (下線部の追加p3-22) ・現在残されているまとまった自然地は保全します。また、必要に応じてその規模の拡大を図ります。その他の自然地についても、荒川における自然度向上に向けて創出を図り、荒川の自然ネットワークを形成します。水際についても、自然ネットワーク形成の重要な要素なので、できるだけ連続的な自然地の保全・再生を図ります。 (下線部の追加p3-25)
5	水際	②水際ラインの整備：いかに水際線に連続した自然地を確保するかが課題。	
13	水際	・連続的な自然地の保全・再生は荒川下流共通の考え方として、全体構想書に位置づけるべき。	・これをふまえ、荒川下流部の河口から笹目橋までの左右岸において、以下の基本的な考え方により、できるだけ連続的な自然地の保全・再生を図りながら、多様な生物が生息・生育できるとともに、人々が水辺を楽しむことができる水辺整備を推進します。
14	水際	・水際形状C・Dタイプは、現状追認型であり、本来はA・Bタイプを推進すべき。	・「直壁護岸タイプ」は、治水上の重要箇所や改変が難しい箇所、現状の直壁護岸(綱矢板護岸)を維持する(p3-25)タイプとしています。 ・しかし、極力連続的に自然地を保全・再生することは望ましいことですので、p3-22およびp3-25に「連続的な自然地の保全・再生」を盛り込むと同時に、各市区の地区別計画書での具体的な検討事項とします。
21	水際	②水辺整備での湿地化タイプをより一層普及されたい。	・湿地化タイプの水辺整備については、市民と連携しながら、今後も進めていきます。
12	安全管理	・自然地における安全管理は、自己責任を原則とした記述をして欲しい。	・自治体が河川敷を公園として占用する場合には、管理責任が生じるため、安全管理が欠かせません。その一方で、市民からの要望として、水辺に近づきたい、水辺で遊びたいという意見があります。 ・安全管理については、自己責任も含め、p3-24のコラム、およびp3-31の本文で記載することとします。 【修正文案】 (修正案p3-24コラム文章) ・荒川下流部では、市民からの要望として、水辺に近づきたい、水辺で遊びたいという意見があります。その一方で、事故が発生した場合、河川管理者である国や河川敷を占用している自治体が管理責任を問われることもあり、柵を設けたり、立ち入り禁止にしたりする場合があります。このように行政と市民との立場や認識の違いが、自然地管理の難しい課題となっていますが、水辺利用は、河川敷利用者の自己責任を原則とするとともに、安全管理の目安は、今後2市7区共通のルールを作成していきます。 (修正案p3-31) ・自然地における安全管理については、河川敷利用者の自己責任を原則とするとともに、安全管理の目安は、今後2市7区共通のルールを作成していきます。
11	維持管理	・めざすべき生態系や、目標とする生物相などにふさわしい維持管理手法を、調査・モニタリングを行いながら検討し実行していくことが、自然地の維持管理に必要な共通項といえる。	・維持管理の具体的な手法については、地域の状況を勘案しながら、地区別計画で検討していくことが望まれます。 ・継続した維持管理のためのモニタリング調査は必要と考えますので、2010版に記載します。 【修正文案(p3-24)】 (下線部を追加) ・そのため、活用内容に応じた基本的な管理内容と役割分担を明確にし、国・自治体・地域住民の協働により、継続した維持管理とモニタリング調査を行う仕組みを構築し、その運営を図ります。
82	横断形状	・将来像計画2010は、将来像計画96で示された「横断形状の2つのタイプ」が、あたかも低水護岸付近の水際ラインに限定した整備について示したものであるかのような取り扱いをしている。この部分は、間違いなので、修正する。	・水際の領域は、1996版同様に堤防保全区域を除いた部分として考えています。 ・p2-17は水際ラインについての記述したもので、限定したものではありません。水際の領域は4つのタイプを基に水辺の再生と管理を検討していきます。(p3-25)
20	水質	①水質の浄化について ・旧中川からの環境負荷が大きいのでは。	・水質の現状については、水質観測等により把握に努めております。 ・水質改善に向けた取り組みについては、「荒川上流域を含めた流域全体の住民の理解と努力が重要であり、地域住民が荒川への関心を深めるため川に接する機会を増やし、現状の水質とこれから目指す水質の理解を促進する取り組みを考える必要があります(p3-34)」としています。

No.	分類	意見の趣旨	回答(案)
50	保全	・改定河川法に基づき、国土交通省は環境を守る主体となるべき。	・2010版では、新たなゾーニング計画の目標として、「自然地の増加」を設置しています。 ・また、「自然環境を保全・再生するためには、(中略)国、自治体、地域住民の協働により、継続した維持管理を行う仕組みづくりを構築し、運営していきます(p3-24)」としています。
54	外来種	・外来植物は、どの程度在来植物に影響するのか。	・外来種対策の取り組みを進めていきます(p3-32)。
55	ヒヌマイトトンボ	・ヒヌマイトトンボの研究を委託してはどうか。	・ヒヌマイトトンボの生息するヨシ原の保全などを、協働ですすめていくこととします。

3-4 適切な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり

No.	分類	意見の趣旨	回答(案)
63	アメニティ	・便益サービス(情報、トイレ・休憩・集会、資機材の保管など)があまりにも立ち後れている。	・利便施設の設置については、「訪れる全ての方が快適に利用できるように、ユニバーサルデザインの理念に沿った形で、荒川下流部の特徴を生かしたトイレ、ベンチ、四阿等の河川敷利便施設の設置・管理の基本的な考え方をとりまとめます。(p3-56)」としており、施設整備を推進します。
41	アメニティ	・河川敷のアメニティ施設の充実を望む(ごみ問題、トイレ、休憩場所、飲食店)	・また、「河川敷に人を呼ぶためのカフェテラス等の飲食スペースや学習施設としての農園等の設置について、社会実験等の実施を含めて検討していきます(p3-51)」としています。
64	アメニティ	・整備されたスーパー堤防の背面空間や防災ステーション、河川敷道路の諸施設は、サービス拠点となりうるため、災害時に限らず平常時の利用拠点として、整備の充実と有効利用を全体構想書で位置づけてほしい。	・防災ステーション、緊急用河川敷道路、緊急用船着場(リバーステーション)等の施設については、緊急時に円滑に機能させるためにも、平常時からの有効利用に努めていくことを、2010版に記載します。 ・また、個別箇所課題がある場合には、地区別計画で検討していきます。 【修正文案(p3-51)】 (見出しの修正)
2	アメニティ	①堤防や河川敷道路、防災ステーションなどの施設は、サービス拠点として整備の充実と平常時活用の促進が必要。	・「(2)荒川下流部の河川敷の適正な利用の推進と新たな魅力づくり」 →「(2)荒川下流部の適正な利用の推進と新たな魅力づくり」
26	アメニティ	・スーパー堤防を賑わいのある憩いの場にしてほしい。	(頁最後に追加)
24	アメニティ(個別箇所)	・浮間地区荒川防災ステーション建設前に、広場に緑石・緑台を設け、周囲に桜を植栽する約束だったが、守られていない。	・なお、防災ステーション、緊急用河川敷道路、緊急用船着場(リバーステーション)等の施設については、災害発生時に円滑に機能させるためにも、平常時からの有効利用に努めていきます。
25	アメニティ(個別箇所)	・浮間地区荒川防災ステーションの竣工以来、トイレ・ホールが開放されていない。	
46	アメニティ	・河川域への過去に例を見ない地域マネジメント新機軸、特に民間が食指を動かすビジネスモデルを誘導すべきである。	・新しいビジネスモデルについては、「河川敷に人を呼ぶためのカフェテラス等の飲食スペースや学習施設としての農園等の設置について、社会実験等の実施を含めて検討していきます(p3-51)」としています。
22	広報	③広報案内板が少し多すぎる。	・広報案内板は、河川敷利用者を対象として、利用マナーの広報等も含め、河川敷内に設置しています。今後は、看板の広報効果の検証を行い、統合も含め、検討していきます。 ・河川情報板(電光掲示板)は、震災時や出水時に災害情報を掲示する危機管理用として設置していますが、災害発生時に円滑に機能させるためにも、平常時は行政情報等を掲示しています。なお、より一層の有効利用を図るため、管理情報等を表示する予定です。
15	駐車場	・駐車場については、「必要最小限」のニュアンスが無くなった。	・駐車場は地域の必要性に応じて設置しており、今後も引き続き限定的に設置し、管理していきます。(p3-45、57)
39	駐車場	・駐車場については、自然地の緑豊かな景観の連続性を阻害するものであり、その利用も特定車両に限定されることから、現状の河川敷内の駐車場をスーパー堤防上や堤防外の隣接地に、有料化や民間駐車場業者との連携も視野に入れて移設することを望む。	・新たな設置の必要性については、各地域での十分な議論が必要と考えます。 ・また、本文を下記のとおり修正します。 【修正文案(p3-45)】 (削除・追加) ・河川区域内の駐車場については、平成6年10月の河川敷専用許可準則の改定により、一定の条件が満足されれば占用施設利用者のための駐車場に限って作ることができることとなり、この既定に従って、荒川下流部の河川敷には限定的に駐車場が設置・管理されています。(後略)
38	駐車場	・足立区内の河川敷駐車場は、スポーツ施設利用者に利用が限定されているが、一般市民も利用できるべきである。	・本文(p3-45)で、「河川敷を散策利用している方等からスポーツ利用以外の人も利用できるようにしたいという要望があります」として、課題として認識しております。 ・具体的には、地区別計画において個別に検討していきます。
47	利用ルール	・「河川敷利用ルール」は、調整・進化の余地を残し、当面の暫定ルールとすべきではないか。将来的には地域のマネジメントに任せるとよいと考える。	・河川の持つ役割として、治水、利水、環境など多様な機能があります。これらを踏まえ、河川敷の有効な活用方を検討していきます。河川敷利用ルールは、みんなで荒川を気持ちよく利用しようという雰囲気づくりをすることを目的とし、推進計画においては基本的なルールの記載に留め、地区別の具体的な箇所又は施設ごとの利用ルールは地区別計画において検討していきます。
53	ルール喚起	・河川敷の利用ルールやマナーが守られておらず、注意をしても反発されてしまう。	・今後も広報等により、利用ルールの喚起に努めて参ります。
59	景観	・東京スカイツリーが完成したら、景観的に荒川一の新名所になるので、将来像計画にも追加してはどうか。	・2010版では、「歴史文化やランドマークを活かした荒川の景観づくり(p3-68)」において魅力ある景観づくりに努めることとしています。
35	舟運	荒川中流域→新河岸川→隅田川→東雲運河と経由する航路で繋ぐ高速通勤船が就航がもし実現すれば、JR埼京線・東武東上線の混雑が解消され、城北地域において不足している東西の連絡通路が確保され、西高島平が北の終点となってしまう都営三田線からの埼玉方面への連絡手段が確保できる。物流にも同航路を用いることでCO2削減にも貢献できるはず。	・リバーステーションは防災面での必要性から整備していますが、平常時の有効利用についても、検討していきます(p3-66)。
34	将来像計画の対象範囲	・将来像計画は、荒川下流本川のみを対象としており、新河岸川・隅田川との関係もとらえてほしい。	・隅田川、新河岸川、東京湾臨海部等において水上バスが運航がされていることを踏まえ、荒川における船着場の有効利用に努めてまいります。

No.	分類	意見の趣旨	回答(案)
65	歴史	・荒川放水路全体を近代遺産として再評価・記録していくこと、および旧岩淵水門を貴重な文化財として全体構想の中で位置づけ、顕彰されたい。	・荒川放水路や岩淵水門については、歴史上の位置づけも重要であり、更なる広報が必要と認識しています。 ・2010版では、「歴史文化やランドマークを活かした荒川の景観づくり(p3-68)」において魅力ある景観づくりに努めることとしています。 ・また、旧岩淵水門は「北区景観百選(1997年)」「東京都選定歴史的建造物(1999年)」「日本の近代土木遺産(2001年)」等によって既に顕彰されています。 ・また、荒川放水路全体を地域の歴史とともに近代遺産として積極的に再評価し記録していくことについては、様々な媒体により引き続き広報に努めます。
3	歴史	②旧岩淵水門を歴史の象徴として位置づけ顕彰することが必要である。	
57	歴史	・葛飾区の庁舎は高桁でカスリーン台風のシンボルである。水害の記憶を留め、継承してほしい。	・水害の記憶を留め、継承していくことについては、様々な媒体により引き続き広報に努めます。

3-5 自らできる川づくり支援を推進する川づくり

No.	分類	意見の趣旨	回答(案)
27	維持管理	・自然地理管理は資機材が必要であるが、国・行政が支援すべき。	・維持管理に必要な資機材の提供について、今後、可能性を検討していきます。(p3-75)
42	維持管理	・河川敷のアメニティ施設充実を支えるためには、管理の仕組みと体制が不足している。荒川パトロール隊とその詰め所の設置のような仕組みと整備が必要である。	・第3章第5節に「自らできる川づくり支援を推進する川づくり」という項を設け、荒川下流の市民と行政の連携について示しています(p3-70)。具体的には地区別計画において市民の意見を反映しながら設定することとします。

4-1 荒川将来像計画2010のゾーニング計画の目標

No.	分類	意見の趣旨	回答(案)
37	全体目標	・ゾーニング計画の全体目標としての3項目は評価できる。	・ゾーニング計画の全体目標として「自然地の増加」、「グラウンド面積の維持」、「自然度向上の推進」を設定しました(p4-2)
32	自然地	・自然再生への取り組み姿勢が不十分と考える。例えば「北区・子どもの水辺」では自然地を作りながら隣接の野球場で盛んにイベントを開催している。イベントが自然地に与えるストレスを考慮していない。自然環境を悪化させる利用方法は、いかなる意味においても容認してはならないと考える。	・自然地は、極力まとまった形で保全していくことが重要です。 ・アンケート(p3-39)結果でも、自然地の面積を増加することについても多くの人が必要としているため、2010版では、ゾーニング計画において自然地の増加および自然度向上の推進を目標としてあげています。(p4-2) ・一方で、荒川下流部の河川敷はスポーツグラウンド、ゴルフ場、公園等の施設系の利用面積が47%と約半分を占めており、それら施設の利用者も非常に多い現状にあります。 ・自然地のゾーンと利用地のゾーンが隣接するところが出てくることはやむをえません、グラウンド等については、自然度向上の取組み(エコアップ)を行っていくこととしています(p3-54)。
29	自然地	・「スポーツ系グラウンドのような施設系広場を現状のまま維持することを基本としたゾーニング計画を検討する。」との記述があるが、施設系広場の存在が自然地の環境を圧迫している現状をどのように考えているのか。	
51	自然地	・自然保全地に利用系ゾーンが入り込む図になっているので、修正してほしい。「自然保全地」は自然系ゾーンとし、「自然利用地」は「自然保全型利用地」と名称変更してほしい。	・「地形や地質等の条件が異なるため、目指すべき自然の姿は場所により様々です。再生すべき自然を適切な場所に再生することが重要です(p3-22)」としており、各場所の特徴を踏まえながら、自然環境の保全・再生に努めていきます。また、自然地を増やす努力も行っていきます。
49	再調整	・地区計画書を作成するときに、ゾーニングの変更はありうるのか。自然地が変更されるのではないかと不安に思う。	・新たなゾーニング計画では、1996年以降の変化や市民のみなさんの意見を反映し、全体目標として「自然地の増加」「グラウンド面積の維持」「自然度向上の推進」という3項目を設定し、「自然系」「利用系」の2つに大別し、緩やかに土地利用誘導を図っていくこととしています。この推進計画のゾーンを基本に、詳細な土地利用区分は、地区別計画において整理することとしています(p4-2)。 【修正文案(p4-2)】 (真本文最後に追加)
62	再調整	・高水敷のスポーツ・レクリエーション施設の配置について再調整を図りたい。地区ごとの事情を勘案しながら、地区計画策定と併せて再調整が可能ないようにしてほしい。	・なお、地区別計画で設定する区分によってゾーニングが変更になる場合は再調整するものとします。
18	再調整	・ゾーニング区分は地区との事情を勘案しながら、再調整が必要。	
40	再調整	・ゾーン区分があまり変わっていない。生活者のニーズを反映した新しい試みを期待したい。	

4-2 荒川将来像計画・地区計画2010の土地利用

No.	分類	意見の趣旨	回答(案)
6	占用	③河川敷のゾーニング計画：占用の目的が変わった場所の占用変更・許可のプロセスを明確にする必要がある。第3章で施策を示すべき。	・占用とは、利活用を取り決めるための行政上の制度の一部であり、河川敷の利活用のあり方は、占用のみによるのではなく、地区別計画において市民の意見を反映しながら設定することとしています(p4-4)。
17	占用	・占用許可や占用変更のあり方を、この節に位置づけてはどうか。	
19	個別箇所	・都民ゴルフ場跡地の鹿浜橋～江北橋間右岸は、1996年版とゾーニングが大きく変わっているが、実現に向けた調整が必要と考える。	・個別箇所の利用区分については、地区別計画で検討していきます。
7	仮置き土砂	④仮置き土砂の取り扱い：自然地に戻すことやスケジュールなどの施策が第3章で示されていない。	・治水整備を進めていくため、河川敷の土砂の仮置き場は必要です(p4-7)。 ・削減や規模の縮小については、個所ごとにスケジュールも含め調整し、検討していきます。

その他

No.	分類	意見の趣旨	回答(案)
58	安全管理	・葛飾あらかわ公園に荒川と中川を結ぶ水門があるが、開門時には流れが速く危険なので、立ち入り禁止にしたほうがよい。	・安全対策として、水門周辺に転落防止策を設置しています。
23	概要版	・概要版をつくってほしい。	・2010版の策定に合わせ、今後、概要版の作成について検討していきます。

No.	分類	意見の趣旨	回答(案)
44	計画の戦略	・今後10年の施策プログラムとしては現行追認の意識が強く新規性、戦略性が見えない。	・よりよい荒川、魅力ある荒川を目指し、新しい荒川の将来を考えるビジョンについて、流域の皆さんと議論しながら、様々な検討をしていきたいと思います。
45	計画の戦略	・時代の変化に対応した「政策の新たな展開」として、新規モデルを打ち立てるべきである。自然共生や快適な水辺環境などの心地よいキーワードで市民向けに成果が出やすい協働を促すだけでなく、将来の防災や河川機能の維持修復を支える河川利用のあり様など、運命共同体として危機感ある政策転換姿勢を、国を挙げ地域を挙げてしっかりと提起・明記する必要がある。	
16	全体市民会議	・全体市民会議が位置づけられていない。	・全体市民会議の開催については、必要に応じて代表者会議や市民会議の場で議論されることになります。

ゾーニングに関するご意見

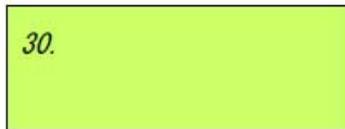
将来像計画 96 と 2010 の比較と提案

荒川将来像計画96「自然地ネットワーク計画図」と荒川将来像計画2010の「荒川下流の10年後に向けたゾーニングイメージ」を比較し、「提案」内容を記した。

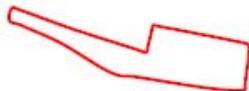
凡例



荒川将来像計画96の「大規模自然地」



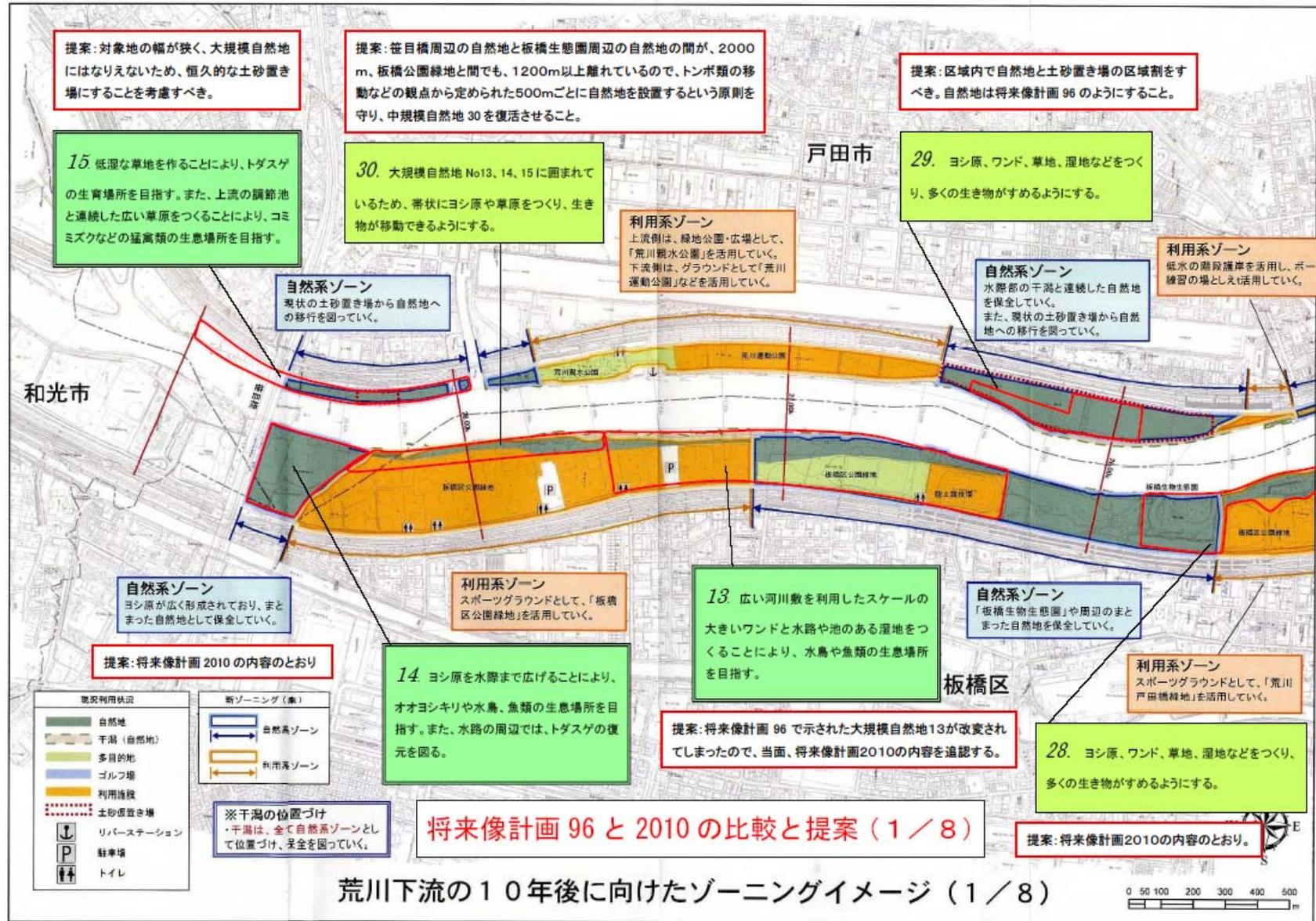
荒川将来像計画96の「中規模自然地」



荒川将来像計画96の「大規模自然地」と「中規模自然地」の範囲



提案内容



No.	分類	意見の趣旨				回答(案)
		地先	1996版	2010版	内容	
1	ゾーニング	大字下笹目	大規模自然 地15	自然地	対象地の幅が狭く、大規模自然地にはなりえないため、恒久的な土砂置き場にすることを考慮すべき。	地区別計画で検討していきます。
2	ゾーニング	大字下笹目	大規模自然 地14	自然地	将来像計画2010の内容のとおり、まとまった自然地として保全していく。	地区別計画で検討していきます。
3	ゾーニング	新河岸2丁目	大規模自然 地13	利用地 多目的地 自然地	当面、将来像計画2010の内容を追認し、上流側は利用系ゾーン、下流側は自然系ゾーンとする。	地区別計画で検討していきます。
4	ゾーニング	新河岸3丁目	中規模自然 地30	自然地 利用地	中規模自然地30を復活させ、水際部は自然系ゾーンとする。	地区別計画で検討していきます。
5	ゾーニング	戸田公園	中規模自然 地29	自然地 土砂仮置き 場	区域内で自然地と土砂置き場の区域割をすべき。自然地は将来像計画96のように、ヨシ原・ワンド・草地・湿地などをつくること。	地区別計画で検討していきます。
6	ゾーニング	舟渡4丁目	中規模自然 地28	自然地	将来像計画2010の内容のとおり、板橋区公園緑地の川側は自然系ゾーンとする。	地区別計画で検討していきます。



No.	分類	意見の趣旨			回答(案)	
		地先	1996版	2010版		
7	ゾーニング	荒川町 (左岸 22k~ 23.5k)	—	利用地 自然地	下流側は、運動場とゴルフ場を併せた総合運動公園とする。 上流側は、全面自然地にする。 現水辺の楽校周辺を、中規模自然地とすること。	地区別計画で検討していきます。
8	ゾーニング	川岸1丁目	中規模自然 地27	自然地	幅が狭すぎて、もともと中規模自然地になりにくかったので、将来像計画2010のとおりとし、ヨシ原等の再生を図っていく。	地区別計画で検討していきます。
9	ゾーニング	舟渡2丁目	中規模自然 地26	ゴルフ場	中規模自然地23, 24, 25, 26を実現させ、水鳥、トンボなどの休息場、移動中継地とする。 ゴルフ場は荒川の適性な利活用が求められる時代に逆行することから、速やかな全面返還を求める。	地区別計画で検討していきます。
10	ゾーニング	浮間2丁目	中規模自然 地25	ゴルフ場		地区別計画で検討していきます。
11	ゾーニング	浮間1丁目	中規模自然 地24	ゴルフ場		地区別計画で検討していきます。
12	ゾーニング	荒川町	中規模自然 地23	ゴルフ場		地区別計画で検討していきます。
13	ゾーニング	荒川町	中規模自然 地22	自然地 多目的地		将来像計画2010の内容のとおりとし、自然地への移行を図っていく。
14	ゾーニング	荒川町	中規模自然 地21	自然地 土砂仮置き 場	将来像計画2010の内容のとおりとし、自然地への移行を図っていく。	地区別計画で検討していきます。
15	ゾーニング	赤羽北1丁目	中規模自然 地20	ゴルフ場 自然地 利用地	中規模自然地20を実現させ、水鳥、トンボなどの休息場、移動中継地とする。 ゴルフ場は荒川の適性な利活用が求められる時代に逆行することから、速やかな全面返還を求める。	地区別計画で検討していきます。



No.	分類	意見の趣旨				回答(案)
		地先	1996版	2010版	内容	
16	ゾーニング	志茂5丁目	大規模自然 地11	自然地 利用地	大規模自然地11を復活させ、魚類やトンボ類の生息場 所を目指す。	地区別計画で検討してい きます。
17	ゾーニング	舟戸町	中規模自然 地18	ゴルフ場 自然地	中規模自然地17、18を復活させ、ヨシ原・湿地などを作 る。	地区別計画で検討してい きます。
18	ゾーニング	志茂4丁目	中規模自然 地17	ゴルフ場		地区別計画で検討してい きます。
19	ゾーニング	新田1丁目	中規模自然 地16	ゴルフ場	中規模自然地14、15、16の面積を拡大して、復活させ ること。 13は都民ゴルフ場跡地の自然化により、不要。	地区別計画で検討してい きます。
20	ゾーニング	鹿浜2丁目	中規模自然 地15	自然地		地区別計画で検討してい きます。
21	ゾーニング	新田2丁目	中規模自然 地14	多目的地		地区別計画で検討してい きます。
22	ゾーニング	新田3丁目	中規模自然 地13	自然地 多目的地		地区別計画で検討してい きます。
23	ゾーニング	鹿浜1丁目	—	自然地 土砂置き場	鹿浜橋周辺に土砂置き場を移すなら、熊の木の自然系 ゾーンを拡大すること。	地区別計画で検討してい きます。



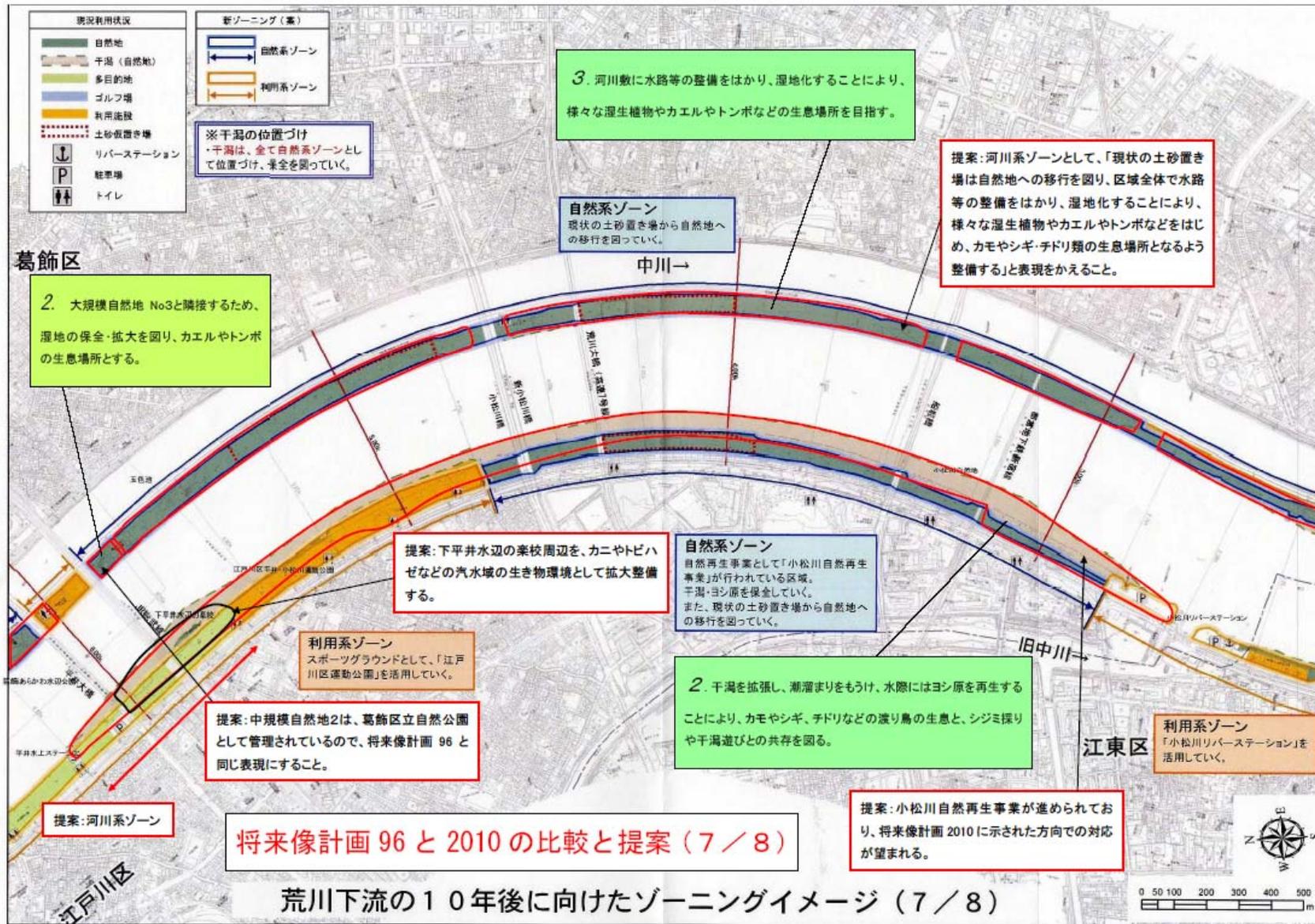
No.	分類	意見の趣旨				回答(案)
		地先	1996版	2010版	内容	
24	ゾーニング	江北2丁目	大規模自然 地10	自然地	大規模自然地10を、土砂置き場から自然地に移行する。	地区別計画で検討していきます。
25	ゾーニング	本木西町	大規模自然 地9	自然地 多目的地	ゴルフ練習場より下流までを大規模自然地とする。	地区別計画で検討していきます。
26	ゾーニング	千住桜木2丁目	大規模自然 地8	自然地 利用地	将来像計画96の区域を踏襲し、上流側も大規模自然地とする。	地区別計画で検討していきます。
27	ゾーニング	小台1丁目	—	自然地 土砂置き場	将来像計画96で示されたように湿地性の低茎植物地をつくること。湿性草地というゾーンの重要性を再考すること。	地区別計画で検討していきます。



No.	分類	意見の趣旨				回答(案)
		地先	1996版	2010版	内容	
28	ゾーニング	足立1丁目	大規模自然 地7	自然地 利用地	自然地の連続性を図るため、千住新橋上下の自然地と グラウンドを交換すること。	地区別計画で検討していき ます。
29	ゾーニング	日ノ出町	中規模自然 地9	自然地	「ヨシ原を保全していく」だけでなく、「多様な環境を作っ ていく」という表現を加えること。	地区別計画で検討していき ます。
30	ゾーニング	堀切4丁目	中規模自然 地8	利用地	将来像計画96の内容を復活させ、ワンドとヨシ原をつく り、ヒヌマイトンボの生息地とすること。	地区別計画で検討していき ます。
31	ゾーニング	柳原1丁目	中規模自然 地7	多目的地 利用地	将来像計画96の内容を復活させ、中規模自然地とす る。	地区別計画で検討していき ます。



No.	分類	意見の趣旨				回答(案)
		地先	1996版	2010版	内容	
32	ゾーニング	八広6丁目	大規模自然 地6	多目的 利用地 自然地	将来像計画2010の内容のとおり、利用系ゾーンを自然系ゾーンとする。	地区別計画で検討していきます。
33	ゾーニング	東墨田3丁目	大規模自然 地5	自然地	将来像計画96の内容のとおりとし、上流側に自然系ゾーンを広げる。	地区別計画で検討していきます。
34	ゾーニング	東四つ木3丁目	大規模自然 地4	自然 地 利用 地 干 潟	将来像計画96のように、この地区全体を生物のサンクチュアリとすることを目指すこと。	地区別計画で検討していきます。
35	ゾーニング	西新小岩2丁目	中規模自然 地4	自然 地	葛飾あらかわ水辺公園として整備されているので、将来像計画2010の表現のとおりとする。	地区別計画で検討していきます。
36	ゾーニング	平井6丁目	中規模自然 地3	多目的 地	将来像計画96の内容のとおりとし、自然系ゾーンとする。	地区別計画で検討していきます。



No.	分類	意見の趣旨				回答(案)
		地先	1996版	2010版	内容	
37	ゾーニング	東小松川3丁目	大規模自然 地3	自然地	河川系ゾーンとして、「現状の土砂置き場は自然地への移行を図り、区域全体で水路等の整備をはかり、湿地化することにより、様々な湿生植物やカエルやトンボなどをはじめ、カモやシギ・チドリ類の生息場所となるよう整備する」と表現をかえること。	地区別計画で検討していきます。
38	ゾーニング	小松川2丁目	大規模自然 地2	自然地 干潟	小松川自然再生事業が進められており、将来像計画2010に示された方向での対応が望まれる。	地区別計画で検討していきます。
39	ゾーニング	平井4丁目 (下平井 水辺の 楽校周辺)	大規模自然 地2	多目的地 干潟	下平井水辺の楽校周辺を、カニやトビハゼなどの汽水域の生き物環境として拡大整備する。 また、河川系ゾーンとする。	地区別計画で検討していきます。
40	ゾーニング	新小岩1丁目	中規模自然 地2	自然地	葛飾区立自然公園として管理されているので、将来像計画96と同じ表現にすること。	地区別計画で検討していきます。



No.	分類	意見の趣旨				回答(案)
		地先	1996版	2010版	内容	
41	ゾーニング	西葛西1丁目	大規模自然 地1	自然地 利用地	現状のままでは規模が小さいため、将来像計画96に示されたように、干潟の拡大対策をとること。	地区別計画で検討していきます。
42	ゾーニング	新砂3丁目	中規模自然 地1	自然地 多目的地	将来像計画2010は、干潟の規模が縮小されているので、干潟と後背地の自然環境が保全できるよう、将来像計画96のように、範囲を拡大する。	地区別計画で検討していきます。
43	ゾーニング	小松川1丁目	大規模自然 地2	自然地 干潟	河川系ゾーンとする。	地区別計画で検討していきます。
44	ゾーニング	東砂3丁目	—	利用地 自然地	河川系ゾーンとする。	地区別計画で検討していきます。

(修正前)

荒川将来像計画
全体構想書2010(案)

荒川の将来を考える協議会

**NEXT
A R A K A W A
2010**

表紙

(修正後)

荒川将来像計画 2010
推進計画 (案)
荒川の将来を考える協議会

表紙

荒川将来像計画全体構想書 2010 の策定に寄せて

昭和 5 年、荒川の放水路として開削された荒川下流部は、東京の東部及び埼玉県南部地域を洪水から守るとともに、地域の社会、経済、文化等と深くかかわり、様々な恩恵を地域住民にもたらしてきました。

現在、荒川には広大な水面、ヨシ原などの水生植物群落や草地等があり、魚類、昆虫類、鳥類など多くの野生生物が生息・生育する、東京都心部の貴重な自然空間となっています。荒川の自然に関心を持つ住民団体の活動も活発で、自然豊かな川づくりへの様々な意見が提案されており、その自然の保全が大きな課題となっています。一方で、荒川の河川敷は、周辺の都市住民にとって、雄大な自然の中に身を置くことの出来るアメニティ空間であり、また、荒川沿川の都市地域においては、貴重なオープンスペースであるため、荒川の河川敷は公園、グラウンド等として活発に利用されている状態にあります。

このような背景から、荒川下流部の沿川 2 市 7 区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）と当該区間を管理している建設省荒川下流工事事務所（現国土交通省荒川下流河川事務所）は「荒川の将来を考える協議会」を設け、荒川下流部の将来像について検討・とりまとめを行い、1996 年（平成 8 年）に、「荒川将来像計画全体構想書」（以下、「荒川将来像計画 1996」と表記）を策定しました。この「荒川将来像計画 1996」を基に荒川下流の川づくりが進められ、動植物の生息・生育場となる自然地や河川利用のための野球場等のスポーツグラウンド、公園・広場、スロープやトイレ、ベンチ等の利用施設等が整備されてきました。また、「荒川将来像計画 1996」の策定後には、荒川に関心のある市民が集い、荒川のあるべき姿について議論する場として、「荒川市民会議」が沿川 2 市 7 区毎に設置され、熱心な討議が続けられてきました。

このように、荒川下流部では自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間とするための取組みが進められ、平成 18 年度末時点では、年間 1,600 万人もの人々が荒川下流部に様々な目的で訪れています。一方で、将来像計画の策定から 10 年余りが経過し、社会情勢等が変化してきた中で、河川に対する国民のニーズの多様化と合わせて、河川敷の自然地における不法行為や漂着ゴミ、河川敷における迷惑行為の増加などが課題となっています。

この度、2 市 7 区荒川市民会議からの提言の内容を受けて、荒川下流部の沿川 2 市 7 区と国土交通省荒川下流河川事務所は、現状の課題を整理し、これらの解決と、荒川をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取組みを「荒川将来像計画全体構想書 2010」（以下、「荒川将来像計画 2010」と表記）として、とりまとめました。

これからの荒川の望ましい姿を少しずつでも実現していくために、今後とも、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

荒川将来像計画全体構想書—2010 推進計画の策定に寄せて

荒川下流部では 1996 年（平成 8 年）「荒川将来像計画全体構想書」（以下、「荒川将来像計画 1996」と表記）の策定以来、「荒川将来像計画 1996」を基に、動植物の生息・生育場となる自然地の保全や、河川利用のための野球場等のスポーツグラウンド、公園・広場、スロープやトイレ、ベンチ等の利用施設の整備など、自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間とするための取組みが進められてきました。平成 18 年度末時点では、年間 1,600 万人もの人々が荒川下流部に様々な目的で訪れるようになり、沿川住民にとって貴重な憩いの空間を提供しています。

しかしながら「荒川将来像計画 1996」の策定から 10 年余りが経過し、社会情勢等が変化してきた中で、河川に対する国民のニーズの多様化と合わせて、河川敷の自然地における不法行為や漂着ゴミ、河川敷における迷惑行為の増加などが課題となっています。

こうした中、荒川に関心のある市民が集い、荒川のあるべき姿について議論する場として、「荒川市民会議」が沿川 2 市 7 区毎に設置され、熱心な討議が続けられてきました。

この度、2 市 7 区荒川市民会議からの提言の内容を受けて、荒川下流部の沿川 2 市 7 区と国土交通省荒川下流河川事務所は、**「荒川将来像計画 1996」で掲げた荒川下流部の将来の望ましい姿を「将来像」として踏襲しつつ、社会情勢の変化や新たに発生した課題への対応、及び整備・保全が進められてきた河川敷の維持・管理の重要性を踏まえ、これまでの川づくりの考え方やゾーニングの考え方を見直し、「荒川将来像計画 2010 推進計画」としてとりまとめました。**

これからの荒川の望ましい姿を少しずつでも実現していくために、今後とも、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

(1) 「荒川将来像計画 2010」とは

「荒川将来像計画」は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめたものです。

「荒川将来像計画」が初めて策定されたのは、平成8年4月であり、この計画をふまえ、荒川下流部のあるべき姿の実現に向けて、自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間となるよう整備が進められてきました。一方で、策定より10年余りの年月が経過し、社会情勢等が変化してきた中で、河川敷の自然地への要望の増加や不法投棄や漂着によるゴミの増加、河川敷における迷惑行為の増加、などが課題となっています。

「荒川将来像計画 2010」は、これまでに得た知見をもとに、このような課題を整理し、これらの解決とより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめたものです。本計画は、荒川下流部の沿川関係自治体である2市7区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市）と国土交通省荒川下流河川事務所にて構成される「荒川の将来を考える協議会」が、荒川市民会議をはじめとする地域住民の意見をふまえつつ、策定しました。

(2) 「荒川将来像計画 2010」の検討体制について

本計画は、「荒川の将来を考える協議会」が主体となって、荒川下流部の沿川自治体である2市7区荒川市民会議の議長、委員で構成される「全体荒川市民会議」での討議や調整を重ねて作成されました。

なお、検討にあたっては、地域住民で構成される「2市7区荒川市民会議」の委員やインターネットや広報誌などを介した地域住民の方々、河川敷利用者、河川敷利用団体を対象にアンケート調査を行い、多くの意見を収集し、反映に努めました。

(1) 「荒川将来像計画 2010 推進計画」とは

「荒川将来像計画」は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめられたものです。

「荒川将来像計画」が初めて策定されたのは、平成8年4月であり、この計画を踏まえ、荒川下流部のあるべき姿の実現に向けて、自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間となるよう整備が進められてきました。一方で、策定より10年余りの年月が経過し、社会情勢等が変化してきた中で、河川敷の自然地への要望の増加や不法投棄や漂着によるゴミの増加、河川敷における迷惑行為の増加、などが課題となっています。また、当時策定した市区毎に概ね10年を目途とした具体的な実施計画である「地区別計画」は、少しずつ現状と乖離が見られるようになり、その見直しが求められるようになりました。

「荒川将来像計画 2010 推進計画」は、これまでに得た知見をもとに、このような課題を整理し、「荒川将来像計画 全体構想書 1996」で掲げた荒川下流部の将来の望ましい姿を「将来像」として踏襲しつつ、社会情勢の変化や新たに発生した課題への対応及び整備・保全が進められてきた河川敷の維持・管理の重要性を踏まえ、これまでの川づくりの考え方やゾーニングの考え方の見直しを行った計画です。本計画は、荒川下流部の沿川関係自治体である2市7区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市）と国土交通省荒川下流河川事務所にて構成される「荒川の将来を考える協議会」が、荒川市民会議をはじめとする地域住民の意見をふまえつつ、策定しました。

(2) 「荒川将来像計画 2010 推進計画」の検討体制について

本計画は、「荒川の将来を考える協議会」が主体となって、荒川下流部の沿川自治体である2市7区荒川市民会議の議長、委員で構成される「全体荒川市民会議」での討議や調整を重ねて作成されました。

なお、検討にあたっては、地域住民で構成される「2市7区荒川市民会議」の委員やインターネットや広報誌などを介した地域住民の方々、河川敷利用者、河川敷利用団体を対象にアンケート調査を行い、多くの意見を収集し、反映に努めました。

(3) 荒川将来像計画 2010 の構成

「荒川将来像計画 2010」は、全体構想書とゾーニング計画図、各市区の地区計画書で構成します。
 全体構想書は、「荒川下流部全体の今後概ね 10 年後の望ましい姿」を示したものです。
 地区計画書は、全体構想書に沿って、各市区が目指す姿を示したものです。

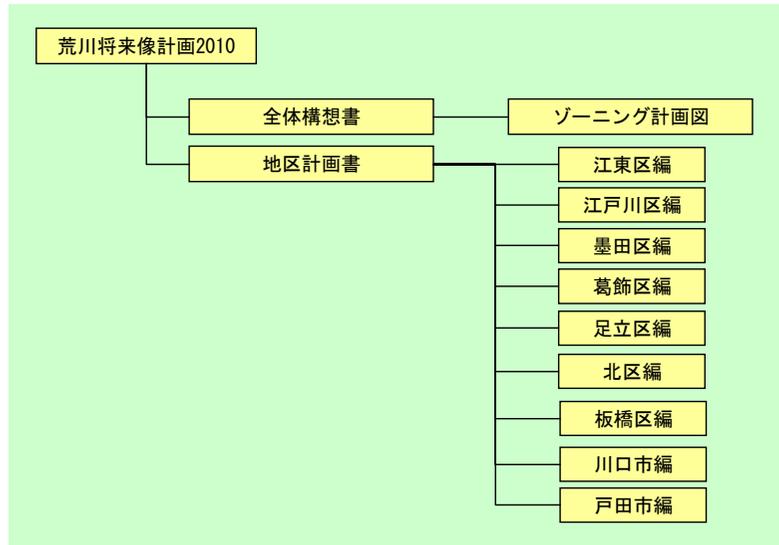


図 1-11 荒川将来像計画 2010 の構成

(3) 荒川将来像計画 2010 推進計画の構成

「荒川将来像計画 2010 推進計画」は、「将来像計画 全体構想書 1996」を踏襲し、荒川下流部全体の今後概ね 10 年後の望ましい姿を目指した計画として、以下の構成によりとりまとめたものです。

第 2 章は、荒川将来像計画 1996 策定時の理念、方針を振り返るとともに、10 余年の経過の中で生じた現状の課題を整理しています。

第 3 章は、治水・環境・利用の相互関係を大切にしながらバランスのとれた川づくりに向けた基本的な考え方、方向性を示しています。

第 4 章は、全体構想書 1996 のゾーニング計画と現状の河川敷利用状況を踏まえ、今後緩やかな土地利用誘導を図るための新たなゾーニングの考え方を設定し、沿川 2 市 7 区によって検討する地区別計画における土地利用区分等の骨格を示しています。

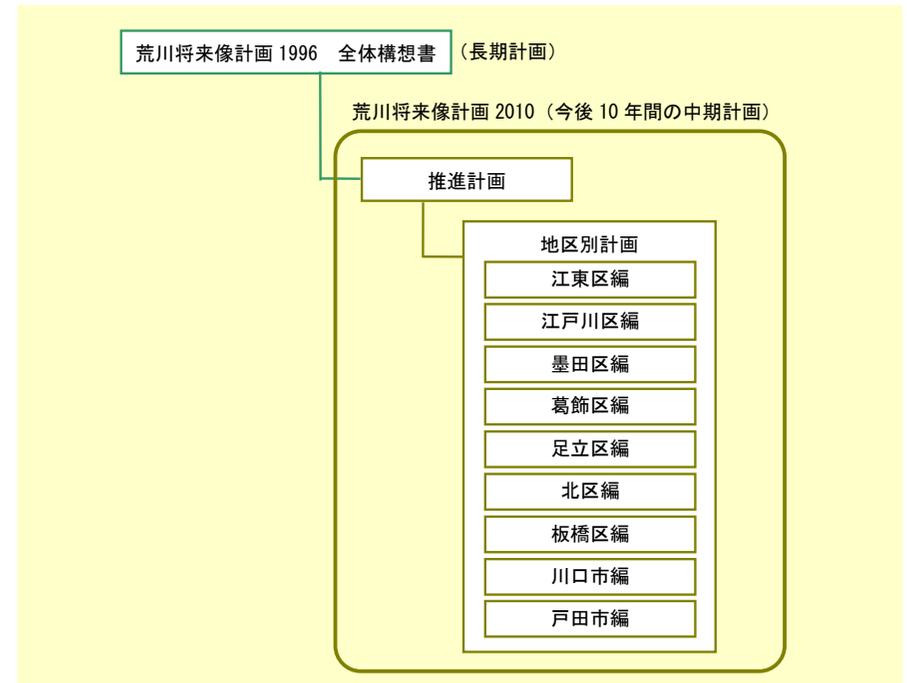


図 1-11 荒川将来像計画の構成

潮被害が発生し、これを契機に「東京湾高潮対策計画」が策定され、荒川では河口より掘切橋までが高潮区間として高潮堤の整備が進められました。

② 経済復興と地盤沈下の進行

戦後の復興と高度経済成長期を迎え、工業が発展し、荒川沿川の開発と工場立地が進みました。一方で、経済復興が軌道に乗った昭和27年頃から荒川下流部における地盤沈下が顕在化しました。この原因は、主に工業用地下水の汲み上げによるものであり、最も沈下した地区では50年間で最大4m程度の沈下量を記録しました。

この地盤沈下に伴い、荒川下流部の河川敷も低下して湿地化が進み、堤防の安全性が脅かされるようになりました。この対策として、河川敷の造成と水際の整備が進められ、現在の河川敷が整備されました。

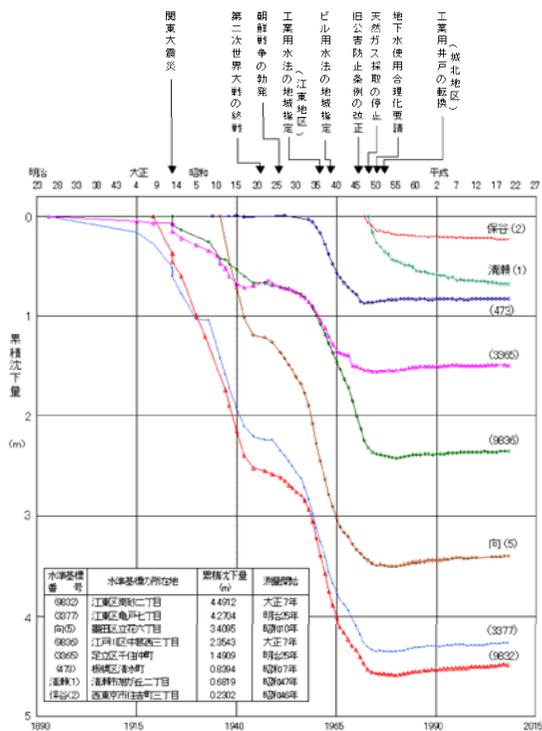


図 2-7 荒川下流地域の主要水準基標の累計変動状況

(出典: 東京都ホームページ、<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2008/07/60i7o303.htm>)

潮被害が発生し、これを契機に「東京湾高潮対策計画」が策定され、荒川では河口より掘切橋までが高潮区間として高潮堤の整備が進められました。

② 経済復興と地盤沈下の進行

戦後の復興と高度経済成長期を迎え、工業が発展し、荒川沿川の開発と工場立地が進みました。一方で、経済復興が軌道に乗った昭和27年頃から荒川下流部における地盤沈下が顕在化しました。この原因は、主に工業用地下水の汲み上げによるものであり、最も沈下した地区では50年間で最大4m程度の沈下量を記録しました。

この地盤沈下の影響もあり、荒川下流部の河川敷の湿地化が進みましたが、その後、河川敷の造成と水際の整備が進められ、**伴い、荒川下流部の河川敷も低下して湿地化が進み、堤防の安全性が脅かされるようになりました。この対策として、河川敷の造成と水際の整備が進められ、**現在の河川敷が整備されました。

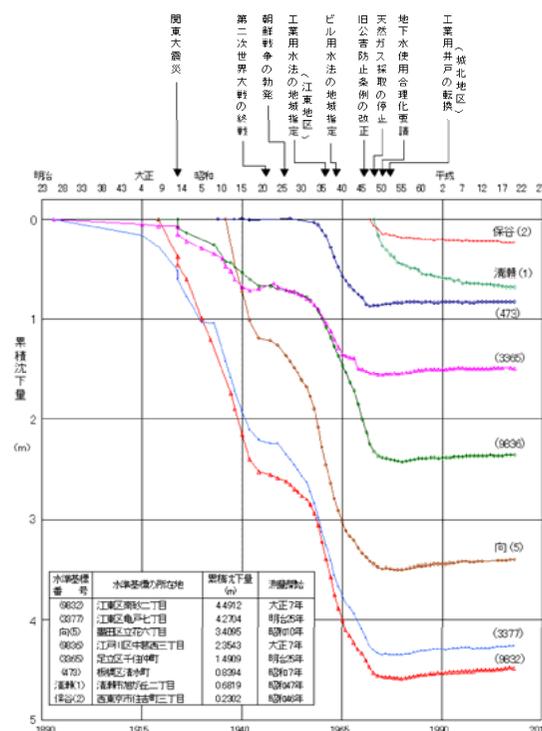


図 2-7 荒川下流地域の主要水準基標の累計変動状況

(出典: 東京都ホームページ、<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2008/07/60i7o303.htm>)

第2節 「荒川将来像計画1996」の概要

沿川住民や関係自治体等からのさまざまな意見を総合的にとりまとめ、河川の利用と保全・整備等についてバランスのとれた新しい川づくりや河川の適切な管理を進めるために、平成8年4月に「荒川将来像計画1996」が策定されました。

(1) 「荒川将来像計画1996」の理念

「荒川将来像計画1996」では、荒川を守り育てていくためには、荒川の歴史や文化、あるいは自然への認識を深めるとともに、多くの人々が荒川の将来とともに語り合い、行動し、来るべき21世紀に向けて荒川の将来像を描くことが大切という認識から、テーマを“21世紀につながる健康な川づくり”とし、その実現を目指して次の5つを川づくりの理念として掲げました。

- 1) 多くの生き物を育む荒川
- 2) 河川空間の節度ある利用を図れる荒川
- 3) 安心して快適な暮らしができる安全な荒川
- 4) 子供たちが川と触れ合い、誰もがくつろげる荒川
- 5) きれいで豊かな水が流れる荒川

(2) 将来像計画1996の方針

「荒川将来像計画1996」では、“21世紀につながる健康な川づくり”の理念を実現するよう以下の4つの方針に基づき、将来像計画を策定しました。

1) 方針1：自然の保全と創出

昭和30年代の荒川は、地下水の汲み上げによる地盤沈下が原因で、河川敷は広い範囲で湿地化し、湿地系の自然環境が形成されていました。その後、堤防の安全性を確保するために河川敷の造成が進められた結果、湿地系の自然地が少なくなり、荒川下流部の河川景観は水域と河川敷が隔絶したやや単調なものとなっていました。

これをふまえ、荒川下流部らしい自然保全・創出をしていくこととしました。

2) 方針2：節度ある利用と快適な川づくりの方針

荒川らしい自然を保全・創出しながら、人々の様々な利用形態をバランスよく受け入れるためのゾーニング計画を定め、川にふさわしい適正な利用を促すこととしました。

また、人々が荒川を快適に利用できる施設として、ゴルフ場やグラウンドから階段、トイレ等の

第2節 「荒川将来像計画1996」の概要

沿川住民や関係自治体等からのさまざまな意見を総合的にとりまとめ、河川の利用と保全・整備等についてバランスのとれた新しい川づくりや河川の適切な管理を進めるために、平成8年4月に「荒川将来像計画1996」が策定されました。

(1) 「荒川将来像計画1996」の理念

「荒川将来像計画1996」では、荒川を守り育てていくためには、荒川の歴史や文化、あるいは自然への認識を深めるとともに、多くの人々が荒川の将来とともに語り合い、行動し、来るべき21世紀に向けて荒川の将来像を描くことが大切という認識から、テーマを“21世紀につながる健康な川づくり”とし、その実現を目指して次の5つを川づくりの理念として掲げました。

- 1) 多くの生き物を育む荒川
- 2) 河川空間の節度ある利用を図れる荒川
- 3) 安心して快適な暮らしができる安全な荒川
- 4) 子供たちが川と触れ合い、誰もがくつろげる荒川
- 5) きれいで豊かな水が流れる荒川

(2) 将来像計画1996の方針

「荒川将来像計画1996」では、“21世紀につながる健康な川づくり”の理念を実現するよう以下の4つの方針に基づき、将来像計画を策定しました。

1) 方針1：自然の保全と創出

昭和30年代の荒川は、地下水の汲み上げによる地盤沈下が原因で、河川敷は広い範囲で湿地化し、~~湿地系の豊かな~~自然環境が形成されて発達していました。その後、~~堤防の安全性を確保するために~~河川敷の造成が進められた結果、~~により~~湿地系の自然地が少なくなり、~~なっています。~~荒川下流部の河川景観は水域と河川敷が隔絶したやや単調なものとなっていました。~~これが、荒川を単調に見せていることは否めません。~~

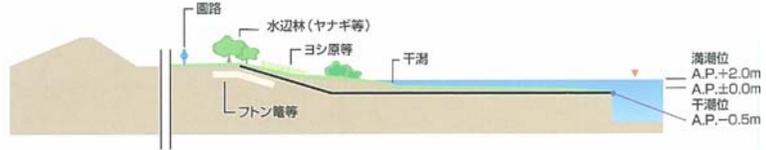
~~これをふまえ~~したがって、豊かな自然の広がっていた過去の状態を参考にしつつ、荒川下流部らしい自然の保全・創出をしていくこととしました。

2) 方針2：節度ある利用と快適な川づくりの方針

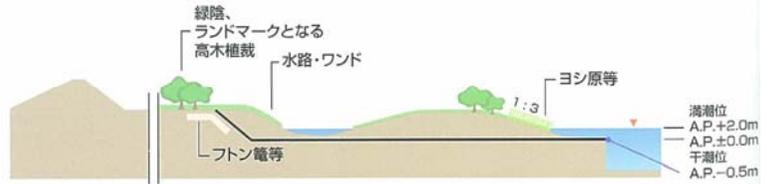
荒川らしい自然を保全・創出しながら、人々の様々な利用形態をバランスよく受け入れるためのゾーニング計画を定め、川にふさわしい適正な利用を促すこととしました。

また、人々が荒川を快適に利用できる施設として、ゴルフ場やグラウンドから階段、トイレ等の

(修正前)



●干湖…水際部を非常になだらかにすることで、カニや貝が生息でき、これを餌とする鳥もやってきます。



●水路・ワンド…静かな水面をもつ水路やワンドは、魚や水生生物の生息場所に適しています。

図 2-11 水際の多自然化のイメージ

c) 街の自然との連携

沿川の街においても、小河川や用排水路、緑道等を保全・活用することにより、自然地の拡大、ネットワーク化を図る。

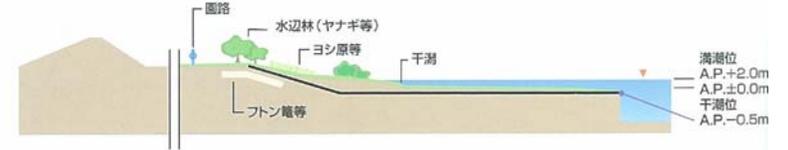


図 2-12 自然地の拡大とネットワーク化を図るための要素

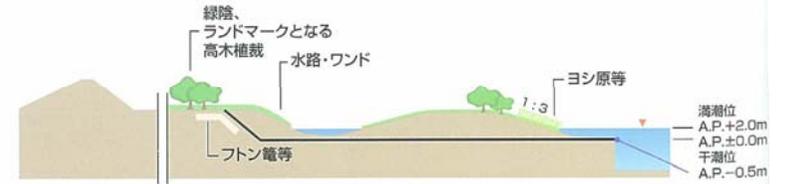
d) 水質の浄化

荒川の下流部に流入する支川、水路の水質は悪化してきており、今後これらの水質浄化を進める。また、多自然型護岸等の整備を行い、川の自然浄化機能を促進する川づくりを進める。

(修正後)



●干湖…水際部を非常になだらかにすることで、カニや貝が生息でき、これを餌とする鳥もやってきます。



●水路・ワンド…静かな水面をもつ水路やワンドは、魚や水生生物の生息場所に適しています。

図 2-11 荒川での多自然化河岸の整備例

c) 街の自然との連携

沿川の街においても、小河川や用排水路、緑道等を保全・活用することにより、自然地の拡大、ネットワーク化を図る。



図 2-12 自然地の拡大とネットワーク化を図るための要素

d) 水質の浄化

荒川の下流部に流入する支川、水路の水質は悪化してきており、今後これらの水質浄化を進める。また、多自然型護岸等の整備を行い、川の自然浄化機能を促進する川づくりを進める。

(1) 自然地の整備に関する課題

「荒川将来像計画 1996」では、荒川下流部の自然のネットワークを支える大規模自然地を 15 箇所設定し、まとまった自然を残す他、中規模自然地は大規模自然地をつなぐ拠点として 500m 程度の間隔で整備することとしていました。その結果、荒川下流部の河川敷には、まとまった自然地の広がる空間が確保され、沿川に市街地の広がる都市型の河川でありながら、動植物の貴重な生息・生育場となっています。

その一方で、そのような自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていないこと、などの理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない状態となった自然地では、生物多様性の観点から生物種数の減少が懸念される他、洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題が指摘され、河川敷の利用上の安全性、利活用への支障が指摘されています。



図 2-29 荒川下流部の自然地 (板橋区 板橋生物生態園)



図 2-30 維持管理が必要な自然地

(1) 自然地の整備に関する課題

「荒川将来像計画 1996」では、荒川下流部の自然のネットワークを支える大規模自然地を 15 箇所設定し、まとまった自然を残す他、中規模自然地は大規模自然地をつなぐ拠点として 500m 程度の間隔で整備することとしていました。~~その結果、荒川下流部の河川敷には、まとまった自然地の広がる空間が~~現在では 219ha が自然地として確保され、沿川に市街地の広がる都市型の河川でありながら、動植物の貴重な生息・生育場となっています。

その一方で、そのような自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていないこと、などの理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない状態となった自然地では、生物多様性の観点から生物種数の減少が懸念される他、洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題が指摘され、河川敷の利用上の安全性、利活用への支障が指摘されています。



図 2-29 荒川下流部の自然地 (板橋区 板橋生物生態園)



図 2-30 維持管理が必要な自然地

第1節 これからの荒川の川づくりのあり方について

(1) 荒川下流の川づくり基本構想・理念

荒川の岩淵水門より下流区間の人工放水路は、荒川下流部沿川および隅田川沿川市街地の洪水被害から人命と財産を守ることを最優先としてきた河川です。ただし、完成後、約80年が経過した現在では、洪水の脅威からまちを守るとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場など、多様な機能を有しています。

平成8年に策定された荒川将来像計画全体構想および地区計画に基づき、荒川下流部では、これらの多様な機能と付加価値を高めるための川づくりが進められてきました。このような機能と付加価値を引き続き守り育てるため、「荒川将来像計画2010」では、「放水路から川らしい水辺へ」をスローガンとして掲げ、治水・環境・利用の相互関係を大切にしたバランスのとれた川づくりの取り組みを3つの理念に基づいて進めていきます。



図3-1 荒川下流部の川づくりの基本理念

1) 理念①：災害に強い安全・安心のまちを支えます。

荒川下流部を川らしい川とする上で前提となる治水に対する安全性を向上させるため、洪水に対する安全性と地震時に対応した活用など災害の危機に立ち向かう強固な河川整備を推進し、まちの安全・安心を守ります。

2) 理念②：自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進します。

荒川放水路が完成から約80年を経た現在では、当初目的の洪水の脅威からまちを守ることに加え、スポーツ、散策、釣りなどの人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場となりつつあります。

第1節 これからの荒川の川づくりのあり方について

(1) 荒川下流の川づくり基本構想・理念

荒川の岩淵水門より下流区間の人工放水路は、荒川下流部沿川および隅田川沿川市街地の洪水被害から人命と財産を守ることを最優先としてきた河川です。ただし、完成後、約80年が経過した現在では、洪水の脅威からまちを守るとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場など、多様な機能を有しています。

平成8年に策定された荒川将来像計画全体構想および地区計画に基づき、荒川下流部では、これらの多様な機能と付加価値を高めるための川づくりが進められてきました。このような機能と付加価値を引き続き守り育てるため、「荒川将来像計画2010」では、「放水路から川らしい水辺へ」をスローガンとして掲げ、治水・環境・利用の相互関係を大切にしたバランスのとれた川づくりの取り組みを3つの理念に基づいて進めていきます。



図3-1 荒川下流部の川づくりの基本理念

1) 理念①：災害に強い安全・安心のまちを支えます。

荒川下流部を川らしい川とする上で前提となる治水に対する安全性を向上させるため、洪水に対する安全性と地震時に対応した活用など災害の危機に立ち向かう強固な河川整備を推進し、まちの安全・安心を守ります。

2) 理念②：自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進します。

荒川放水路が完成から約80年を経た現在では、当初目的の洪水の脅威からまちを守ることに加え、スポーツ、散策、釣りなどの人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場となりつつあります。

(修正前)

(4) 自然地の保全と再生の考え方

荒川の自然の現状を踏まえて、「荒川将来像計画 2010」では、次のような考え方にに基づき荒川の自然を保全し創出する計画としました。

1) 荒川の自然を再生する

① 自然地ネットワークの形成

現在残されているまとまった自然地は保全します。また、必要に応じてその規模の拡大を図ります。その他の自然地についても、荒川における自然度向上に向けて創出を図り、荒川の自然ネットワークを形成します。

② 荒川らしい自然景観の保全と自然の再生

荒川の下流部は、大河川ではありますが、人工河川として地形的にはやや単調であると言えます。現存する干潟やヨシ原、ワンド、湿地等の様々な自然地を保全し、都会に住む人々の“癒しの場”として多様な水際空間を持った大河川の自然景観を創出します。

地形や地質等の条件が異なるため、目指すべき自然の姿は場所により様々です。再生すべき自然を適切な場所に再生することが重要です。その際、日本固有種を守るため外来種対策を進めながら多様な種で構成される植物群落をできる限りまとまった面積で保全していくこととします。



図 3-1 水際のヨシ原



図 3-2 水際の干潟

2) 荒川下流部の自然地の考え方

荒川下流部の自然地は、「潜在的に持っている有るべき自然環境を保全・再生する空間（以下、「自然保全地」という）」と「市民が自然に親しむ場、または子供たちの環境学習や家族で利用する場を整備する自然空間（以下、「自然利用地」という）」として位置づけます。

(修正後)

(4) 自然地の保全と再生の考え方

荒川の自然の現状を踏まえて、「荒川将来像計画 2010 **推進計画**」では、次のような考え方にに基づき荒川の自然を保全し創出する計画としました。

1) 荒川の自然を再生する

① 自然地ネットワークの形成

現在残されているまとまった自然地は保全します。また、必要に応じてその規模の拡大を図ります。その他の自然地についても、荒川における自然度向上に向けて創出を図り、荒川の自然ネットワークを形成します。**水際についても、自然ネットワーク形成の重要な要素なので、できるだけ連続的な自然地の保全・再生を図ります。**

② 荒川らしい自然景観の保全と自然の再生

荒川の下流部は、大河川ではありますが、人工河川として地形的にはやや単調であると言えます。現存する干潟やヨシ原、ワンド、湿地等の様々な自然地を保全し、都会に住む人々の“癒しの場”として多様な水際空間を持った大河川の自然景観を創出します。

地形や地質等の条件が異なるため、目指すべき自然の姿は場所により様々です。再生すべき自然を適切な場所に再生することが重要です。その際、日本固有種を守るため外来種対策を進めながら多様な種で構成される植物群落をできる限りまとまった面積で保全していくこととします。



図 3-3 水際のヨシ原



図 3-4 水際の干潟

2) 荒川下流部の自然地の考え方

荒川下流部の自然地は、「潜在的に持っている有るべき自然環境を保全・再生する空間（以下、「自然保全地」という）」と「市民が自然に親しむ場、または子供たちの環境学習や家族で利用する場を整備する自然空間（以下、「自然利用地」という）」として位置づけます。

3) 自然地の管理について

現在の荒川下流部では、自然地を放置すると藪化が進み、不法投棄ゴミや不法構造物等を誘発することが課題となっています。

洪水による自然攪乱の乏しい現在の荒川において、「自然保全地」と「自然利用地」という自然環境を保全・再生するためには、国、沿川自治体、NPO 団体、市民が一体となった管理を行うことが、次世代に引き継ぐ環境、次世代を育てる環境として重要と考えます。そのため、活用内容に応じた基本的な管理内容と役割分担を明確にし、国・自治体・地域住民の協働により、継続した維持管理を行う仕組みづくりを構築し、運営していきます。

板橋区では荒川下流河川事務所・板橋区役所の協力の下、板橋区生物生態園に繁茂した樹木を伐採管理するため、市民自らがボランティアと一緒に樹木調査、「指導者会合」という調査関連団体代表および河川管理者を交えた協議を実施しています。それらの結果は、伐採計画の検討において貴重な基礎情報となります。また、伐採自体は自治体を実施する体制が組まれています。



図 3-59 板橋区生物生態園における地域による自主管理の取り組み状況

■ (コラム 1) 管理責任 ■

荒川下流部では、市民からの要望として、水辺に近づきたい、水辺で遊びたいという意見があります。

河川敷は自由使用が原則ですが、一方で、事故が発生した場合、河川管理者である国や河川敷を占有している自治体が管理責任を問われることもあり、柵を設けたり、立ち入り禁止にしたりする場合があります。

このように行政と市民との立場や認識の違いが、自然地管理の難しい課題となっています。

3) 自然地の管理について

現在の荒川下流部では、自然地を放置すると藪化が進み、不法投棄ゴミや不法構造物等を誘発することが課題となっています。

洪水による自然攪乱の乏しい現在の荒川において、「自然保全地」と「自然利用地」という自然環境を保全・再生するためには、国、沿川自治体、NPO 団体、市民が一体となった管理を行うことが、次世代に引き継ぐ環境、次世代を育てる環境として重要と考えます。そのため、活用内容に応じた基本的な管理内容と役割分担を明確にし、国・自治体・地域住民の協働により、継続した維持管理とモニタリング調査を行う仕組みづくりを構築し、運営していきます。

板橋区では荒川下流河川事務所・板橋区役所の協力の下、板橋区生物生態園に繁茂した樹木を伐採管理するため、市民自らがボランティアと一緒に樹木調査、「指導者会合」という調査関連団体代表および河川管理者を交えた協議を実施しています。それらの結果は、伐採計画の検討において貴重な基礎情報となります。また、伐採自体は自治体を実施する体制が組まれています。



図 3-29 板橋区生物生態園における地域による自主管理の取り組み状況

■ (コラム 2) 管理責任 ■

荒川下流部では、市民からの要望として、水辺に近づきたい、水辺で遊びたいという意見があります。

河川敷は自由使用が原則ですが、~~その~~一方で、事故が発生した場合、河川管理者である国や河川敷を占有している自治体が管理責任を問われることもあり、柵を設けたり、立ち入り禁止にしたりする場合があります。

このように行政と市民との立場や認識の違いが、自然地管理の難しい課題となっていますが、水辺利用は、河川敷利用者の自己責任を原則とするとともに、安全管理の目安は、今後2市7区共通のルールを作成していきます。

(5) 水辺の再生と管理について

「荒川将来像計画 1996」では水際の整備について、干潟タイプと湿地化タイプの2種類を設定し、荒川下流部の水辺を多自然化により自然環境の豊かな水辺にすることとしていました。河岸再生の取組みとして、千住桜木地区や新砂地区、小松川地区等で、水際の整備を順次進めています。治水上の安全性を確保する観点や背後地の利用状況等から整備が難しい面もあり、河川敷の利用目的をふまえた水際の整備方法や洪水を安全に流すために現状を改変できない箇所^{※1}の明確化、及び維持管理体制の検討が課題となっています。

これをふまえ、荒川下流部の河口から笹目橋までの左右岸において、以下の基本的な考え方により、多様な生物が生息・生育できるとともに、人々が水辺を楽しむことができる水辺整備を推進します。

また、荒川下流部の水辺は、人が川に触れ合える貴重な空間であることから、水辺に連続した遊歩道の整備を推進します。

1) 水辺の整備について

荒川下流部の水辺の横断形状を「干潟タイプ」、「湿地化タイプ」、「親水タイプ」、治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の4タイプを基に、検討していきます。

整備方針は、各地区計画で立て、2市7区の各荒川市民会議等での意見を考慮します。干潟やワンド等のエリアでは、必要に応じて水辺に沿った散策路兼管理用通路や堤防側から水辺に近づくための通路の整備を行います。

表 3-2 荒川下流部における水辺整備のタイプ

タイプ名		内容	備考
A	干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う	※1
B	湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う	※1
C	親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する	※2
D	直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や改変が難しい箇所 ^{※2} で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する	※2

※1:「荒川将来像計画 1996」の考え方を踏襲するタイプ

※2:「荒川将来像計画 2010」において新たに設定するタイプ

(5) 水辺の再生と管理について

「荒川将来像計画 1996」では水際の整備について、干潟タイプと湿地化タイプの2種類を設定し、荒川下流部の水辺を多自然化により自然環境の豊かな水辺にすることとしていました。河岸再生の取組みとして、千住桜木地区や新砂地区、小松川地区等で、水際の整備を順次進めています。治水上の安全性を確保する観点や背後地の利用状況等から整備が難しい面もあり、河川敷の利用目的をふまえた水際の整備方法や洪水を安全に流すために現状を改変できない箇所^{※1}の明確化、及び維持管理体制の検討が課題となっています。

これをふまえ、荒川下流部の河口から笹目橋までの左右岸において、以下の基本的な考え方により、**連続的な自然地の保全・再生を図りながら**、多様な生物が生息・生育できるとともに、人々が水辺を楽しむことができる水辺整備を推進します。

また、荒川下流部の水辺は、人が川に触れ合える貴重な空間であることから、水辺に連続した遊歩道の整備を推進します。

1) 水辺の整備について

荒川下流部の水辺の横断形状を「干潟タイプ」、「湿地化タイプ」、「親水タイプ」、治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の4タイプを基に、検討していきます。

整備方針は、各地区別計画で立て、2市7区の各荒川市民会議等での意見を考慮します。干潟やワンド等のエリアでは、必要に応じて水辺に沿った散策路兼管理用通路や堤防側から水辺に近づくための通路の整備を行います。

表 3-2 荒川下流部における水辺整備のタイプ

タイプ名		内容	備考
A	干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う	※1
B	湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う	※1
C	親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する	※2
D	直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や改変が難しい箇所 ^{※2} で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する	※2

※1:「荒川将来像計画 1996」の考え方を踏襲するタイプ

※2:「荒川将来像計画 2010」において新たに設定するタイプ

3) 水辺の維持管理について

河川敷の維持管理と同様に、水辺の維持管理を適切に行わないと、水辺に近づくことができず、漂着ゴミが溜まる等の理由により水辺環境が悪化するため、水辺の保全、整備箇所の適切な維持管理を実施していきます。

公共性の高い治水機能の確保については、河川管理者が基本的に維持管理していきますが、水辺の親水利用については、治水機能に追加される部分であることや、水辺の親水利用という住民サービスの向上を図る上では身近な自治体が関与するのが望ましいと考えられることから、河川管理者と自治体の両者が携わることを基本とし、維持管理の分担を以下のとおりとします(図 3-44、図 3-45 参照)。

水面区域については、河川管理者である国が漂着ゴミの回収や処理を行います。

水際区域については、国、自治体、市民の協働により、ゴミ拾いやゴミ処理、草刈、外来種対策を行います。なお、今後、新たに水際を一体的に利用できる形態に整備する場合は、管理協定を締結する等により、管理者を明確にします。また、整備した水際の日常管理として、ゴミ拾いや草刈等の適切な維持管理を行います。

自然利用地における、安全管理の目安については、今後、2市7区共通のルールを検討していきます。

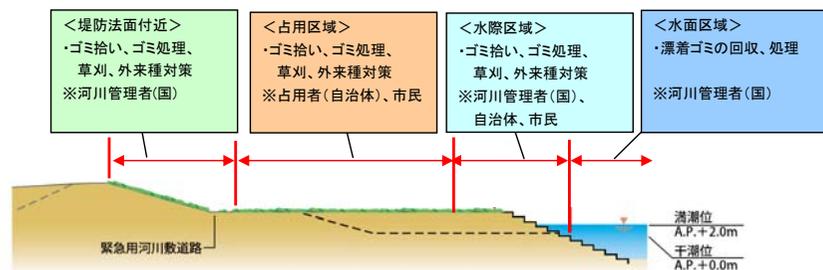


図 3-44 河川敷における維持管理のイメージ (利用地・自然利用地)

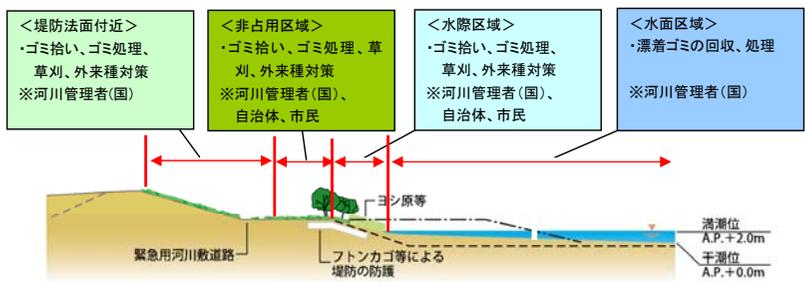


図 3-45 河川敷における維持管理のイメージ (自然保全地)

3) 水辺の維持管理について

河川敷の維持管理と同様に、水辺の維持管理を適切に行わないと、水辺に近づくことができず、漂着ゴミが溜まる等の理由により水辺環境が悪化するため、水辺の保全、整備箇所の適切な維持管理を実施していきます。

公共性の高い治水機能の確保については、河川管理者が基本的に維持管理していきますが、水辺の親水利用については、治水機能に追加される部分であることや、水辺の親水利用という住民サービスの向上を図る上では身近な自治体が関与するのが望ましいと考えられることから、河川管理者と自治体の両者が携わることを基本とし、維持管理の分担を以下のとおりとします(図 3-44、図 3-45 参照)。

水面区域については、河川管理者である国が漂着ゴミの回収や処理を行います。

水際区域については、国、自治体、市民の協働により、ゴミ拾いやゴミ処理、草刈、外来種対策を行います。なお、今後、新たに水際を一体的に利用できる形態に整備する場合は、管理協定を締結する等により、管理者を明確にします。また、整備した水際の日常管理として、ゴミ拾いや草刈等の適切な維持管理を行います。

自然利用地における**安全管理については、河川敷利用者の自己責任を原則とする**とともに、安全管理の目安は、今後2市7区共通のルールを作成していきます。

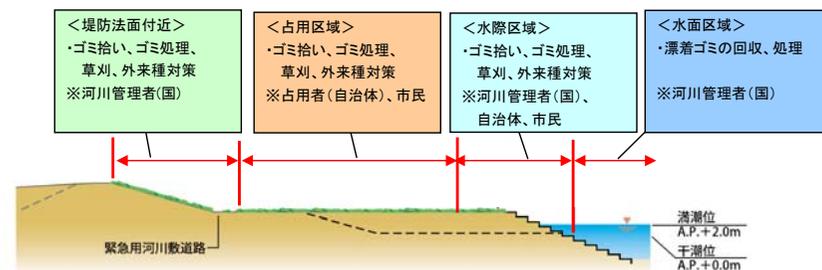


図 3-44 河川敷における維持管理のイメージ (利用地・自然利用地)

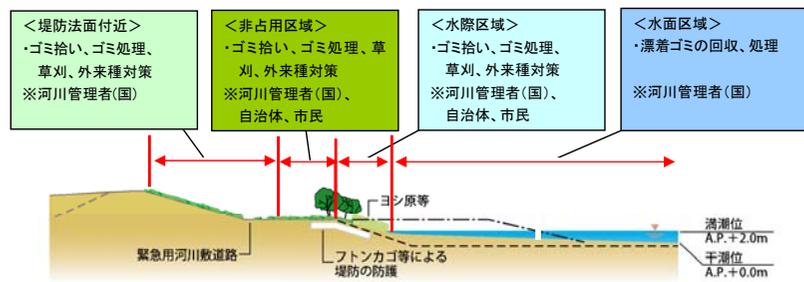


図 3-45 河川敷における維持管理のイメージ (自然保全地)

b) ベンチ・四阿

あづまや

ベンチや四阿は、河川空間を快適に利用するためのアメニティ施設であり、河川敷利用者のアンケート結果から、利用者からの要望も多い施設です。利用者の利便性を向上させるためにも、休憩場所となる施設を積極的に設置していくことが望まれます。



図 3-66 四阿（戸田市）

c) 駐車場

河川区域内の駐車場設置については、平成 6 年 10 月の河川敷占用許可準則の改定により、一定の条件が満足されれば占用施設利用者のための駐車場に限って作ることができることとなり、この規定に従って、荒川下流部の河川敷には駐車場が設置・管理されています。

一方で、河川敷を散策利用している方等からスポーツ利用以外の人も利用できるようにしたいという要望があります。



図 3-67 荒川河川敷の駐車場の利用状況（板橋区）

d) 堤防の階段・坂路

荒川下流部の堤防は、沿川の地盤高からの高低差が最大約 20m と大きく、平成 8 年当時は、沿川から河川敷にアクセスする場合、急な階段が多いことが課題でしたが、その後、堤防の整備と合わせて、堤防上から河川敷へ緩やかにアクセスするための階段や坂路（スロープ）が整備され、大きく改善されています。また、荒川下流部では、福祉の荒川づくりとして、高齢者の身体能力を疑似体験できる福祉体験広場を整備しました。

b) ベンチ・四阿

あづまや

ベンチや四阿は、河川空間を快適に利用するためのアメニティ施設であり、河川敷利用者のアンケート結果から、利用者からの要望も多い施設です。利用者の利便性を向上させるためにも、休憩場所となる施設を積極的に設置していくことが望まれます。



図 3-66 四阿（戸田市）

c) 駐車場

~~河川区域内の駐車場設置については、平成 6 年 10 月の河川敷占用許可準則の改定により、一定の条件が満足されれば占用施設利用者のための駐車場に限って作ることができることとなり、この規定に従って、~~荒川下流部の河川敷には**限定的に**駐車場が設置・管理されています。

一方で、河川敷を散策利用している方等からスポーツ利用以外の人も利用できるようにしたいという要望があります。



図 3-67 荒川河川敷の駐車場の利用状況（板橋区）

d) 堤防の階段・坂路

荒川下流部の堤防は、沿川の地盤高からの高低差が最大約 20m と大きく、平成 8 年当時は、沿川から河川敷にアクセスする場合、急な階段が多いことが課題でしたが、その後、堤防の整備と合わせて、堤防上から河川敷へ緩やかにアクセスするための階段や坂路（スロープ）が整備され、大きく改善されています。また、荒川下流部では、福祉の荒川づくりとして、高齢者の身体能力を疑似体験できる福祉体験広場を整備しました。

(2) 荒川下流部の河川敷の適正な利用の推進と新たな魅力づくり

1) 河川敷利用の基本的な考え方について

荒川下流部の河川敷は様々な目的を持った方々により、多様な利用が行われています。利用者から、トイレ、ベンチ、植樹、水飲み場等の利用施設の増加を望む意見が上がっている他、河川敷におけるマナーの悪化の問題が発生しています。

このことをふまえ、荒川下流部の河川敷利用の基本的な考え方として、その目標は、「誰もが気持ちよく過ごせる場と雰囲気づくり」とします。

具体的には、河川敷の魅力創出の取り組みとして、植樹やエコアップによる「緑化の推進」や、多目的トイレや木陰等の「便利施設数の増加」、「利用マナーの向上」の取り組みとして年間の苦情数の減少について目標を設定し、取り組んでいきます。また、子どもから高齢者までの幅広い年齢層が荒川に訪れることから、「トイレ等の河川敷施設のバリアフリー化」を進めます。

また、荒川下流部の新たな魅力を作り出すため、河川敷に人を呼ぶためのカフェテラス等の飲食スペースや学習施設としての農園等の設置について、社会実験等の実施を含めて検討していきます。



図 3-81 公園の樹木と木陰



図 3-82 バリアフリースイートイレ

(2) 荒川下流部の河川敷の適正な利用の推進と新たな魅力づくり

1) 河川敷利用の基本的な考え方について

荒川下流部の河川敷は様々な目的を持った方々により、多様な利用が行われています。利用者から、トイレ、ベンチ、植樹、水飲み場等の利用施設の増加を望む意見が上がっている他、河川敷におけるマナーの悪化の問題が発生しています。

このことをふまえ、荒川下流部の河川敷利用の基本的な考え方として、その目標は、「誰もが気持ちよく過ごせる場と雰囲気づくり」とします。

具体的には、河川敷の魅力創出の取り組みとして、植樹やエコアップによる「緑化の推進」や、多目的トイレや木陰等の「便利施設数の増加」、「利用マナーの向上」の取り組みとして年間の苦情数の減少について目標を設定し、取り組んでいきます。また、子どもから高齢者までの幅広い年齢層が荒川に訪れることから、「トイレ等の河川敷施設のバリアフリー化」を進めます。

また、荒川下流部の新たな魅力を作り出すため、河川敷に人を呼ぶためのカフェテラス等の飲食スペースや学習施設としての農園等の設置について、社会実験等の実施を含めて検討していきます。

なお、防災ステーション、緊急用河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）等の施設については、災害発生時に円滑に機能させるためにも、平常時からの有効利用に努めていきます。



図 3-81 公園の樹木と木陰



図 3-82 バリアフリースイートイレ

(2) 全体構想書 2010 のゾーニング計画の考え方

1) 全体目標について

荒川将来像計画全体構想書 2010 の新たなゾーニング計画は、全体目標として「自然地の増加」、「グラウンド面積の維持」、「自然度向上の推進」という 3 項目を設定します。

① 自然地の増加

アンケート調査結果等をふまえ、自然地の全体面積については増加を図っていくこととします。

② グラウンド面積の維持

スポーツグラウンド利用者の意向やアンケート調査結果等から、スポーツグラウンドの全体の面積については現状を維持することとします。

③ 自然度向上の推進

現在ある自然地を保全するとともに、ゴルフ場、スポーツグラウンド等については、バッファゾーンの整備、利用地の芝生化、草地化等により自然度向上（エコアップ）を促進することで、自然環境の増加を図っていきます。

2) ゾーニングの考え方

荒川将来像計画全体構想書 2010 の新たなゾーニング計画は、現状の河川敷利用状況をふまえながら、これから概ね 10 年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に「自然系ゾーン」、「利用系ゾーン」の 2 つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととします。

「自然系ゾーン」は主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていくゾーン、「利用ゾーン」は主にスポーツグラウンドやゴルフ場、公園・緑地等の適切な利用を図っていくゾーンとします。

なお、自然地と利用施設等が混在している場合には、利用系ゾーンであっても現状の自然地を原則保全することとします。これにより、荒川下流部全体で一連の自然生態系ネットワークとなる縦断的な繋がりをもった配置計画とします。

また、水際を含むゾーン内の詳細な土地利用区分については、地区計画書において整理することとします。

(2) 全体構想書 2010 のゾーニング計画の考え方

1) 全体目標について

荒川将来像計画全体構想書 2010 の新たなゾーニング計画は、全体目標として「自然地の増加」、「グラウンド面積の維持」、「自然度向上の推進」という 3 項目を設定します。

① 自然地の増加

アンケート調査結果等をふまえ、自然地の全体面積については増加を図っていくこととします。

② グラウンド面積の維持

スポーツグラウンド利用者の意向やアンケート調査結果等から、スポーツグラウンドの全体の面積については現状を維持することとします。

③ 自然度向上の推進

現在ある自然地を保全するとともに、ゴルフ場、スポーツグラウンド等については、バッファゾーンの整備、利用地の芝生化、草地化等により自然度向上（エコアップ）を促進することで、自然環境の増加を図っていきます。

2) ゾーニングの考え方

荒川将来像計画全体構想書 2010 の新たなゾーニング計画は、現状の河川敷利用状況をふまえながら、これから概ね 10 年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に「自然系ゾーン」、「利用系ゾーン」の 2 つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととします。

「自然系ゾーン」は主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていくゾーン、「利用ゾーン」は主にスポーツグラウンドやゴルフ場、公園・緑地等の適切な利用を図っていくゾーンとします。

なお、自然地と利用施設等が混在している場合には、利用系ゾーンであっても現状の自然地を原則保全することとします。これにより、荒川下流部全体で一連の自然生態系ネットワークとなる縦断的な繋がりをもった配置計画とします。

また、水際を含むゾーン内の詳細な土地利用区分については、地区別計画書において整理することとします。

なお、地区別計画で設定する区分によってゾーニングが変更になる場合は再調整するものとします。